

平成30年度 第4回 市川市自立支援協議会

日 時：平成31年3月20日（水）
午後1時30分～3時30分

場 所：急病診療・ふれあいセンター
2階 第2集会室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 連絡・報告事項
- 3 基幹相談支援センター運営協議会の報告
- 4 各専門部会・障害者団体連絡会の状況について
- 5 地域生活支援拠点等について
- 6 閉会

1. 支給決定とは？

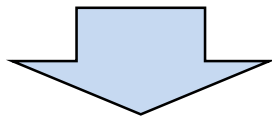
【根拠：障害者総合支援法】

障害者からの障害福祉サービスなどの利用申請に対し、

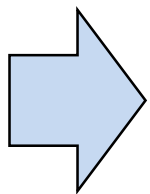
- (1) サービスを支給するかどうか
- (2) 支給する場合、どのような種類のサービスを、どれだけの支給量をもって支給するかという決定

2. 今回、策定する支給決定基準とは？

障害者総合支援法では、この支給決定を行うに当たり、障害支援区分や心身の状況、介護を行う者の状況、サービスの利用に関する意向などを勘案して、サービス支給の要否やサービスの種類・支給量を決めるよう定めているのみで、それ以上の具体的な基準については定めていない。



そのため、厚生労働省は、事務処理要領において、「市町村は、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である」と示している。



- 市川市においては、支給決定に当たり、サービスごとに、対象者の条件や支給量の目安となるものは決めていたが、これを『支給決定基準』という形式で整備していなかった。
- 障害者数やサービス利用者が増加傾向にある中で、支給決定について透明性を高めるとともに、より公平で適正な支給決定を行うため、
 - (1) 支給決定に関する基本的な取扱を、「市川市障害福祉サービス等の支給決定に関する要綱」として定め、
 - (2) サービスの対象者や支給量の上限などの具体的な基準を、「市川市障害福祉サービス等支給決定基準」として整備することとした。

3. 支給決定に関する要綱（基本的な取扱）の概要

要綱においては、支給決定に関する基本的な取扱として、主に次のような項目を定める。

【(1) 支給決定基準策定に関する基本方針】

具体的な基準策定に当たっての考え方、基準ではどのような内容を定めるかなど

【(2) 非定型的な支給決定の取扱い】

個々の障害者の事情に応じ、支給決定基準とは異なる支給決定（非定型的な支給決定）を行う必要がある場合の手続を定める。

【(3) 支給決定会議】

支給決定に当たり、担当者や支援者が集まり意見交換を行う支給決定会議を開催する。

4. 支給決定基準（具体的な基準）の概要

支給決定の際の考え方、サービスごとの対象者の条件、支給量の上限など、支給決定に関する具体的な基準を定める。

基準を定めるサービスの種類は次のとおり。

- (1) 障害福祉サービス（15種類）
- (2) 地域相談支援（2種類）・計画相談支援
- (3) 地域生活支援事業（4種類）

ア. 基本的な考え方

- ① 支給決定基準は、これまでの支給量をできるだけ保障することを基本とする。
- ② 支給基準量は、基準の範囲内で必要な支給量を勘案するもので、一律に支給するものではない。
- ③ 支給決定基準をそのまま適用することが適当でない場合、乖離している場合は、支給決定会議で意見を聴く。
- ④ 支給決定基準は恒久的なものではなく、法令、通達、支給実績などを勘案し、必要に応じて変更する。

イ. サービスの内容と支給対象者、支給決定期間

サービスの内容、サービスを利用することができる対象者の条件、支給決定の期間を設定

※ 従来の運用・取扱を明記

ウ. サービスの支給基準量

サービスごとの支給量の基準を設定（例：1ヶ月当たり〇時間までなど）

※ 従来の運用・取扱を明記

※ 訪問系サービスの支給量の基準は、「国庫負担基準」をベースにして設定

（国庫負担基準：国の費用負担の上限を国がサービスごとに定めた基準）

※ 厚生労働省は、国庫負担基準について「国から市町村に対する費用負担の基準であって、個々の利用者に対する支給量の上限となるものではない」旨を示しており、各市町村は、必要に応じて国庫負担基準を超える支給量の決定や上限設定を行っている。

※ 本市においても、単身生活者などは国庫負担基準を超える基準を設定

ポイント

1. 支給決定会議（前記3の(3)）
 - ・・・より公平で適正な支給決定を行うため支給決定会議を新設
2. 支給基準量（前記4のウ）
 - ・・・障害者支援の観点から単身生活者などは国庫負担基準を上回る基準設定

5. 施行日、経過措置など

【施行日】

平成31年4月1日

【経過措置】

- ・ 施行日以後に受け付ける申請分から適用
- ・ 現に支給決定を受けている利用者については、次回支給決定（更新）の際に今回の基準を適用

平成30年度 第3回基幹相談支援センター運営協議会 概要

- 【日 時】：平成31年2月6日（水） 午後3時30分～5時30分
【場 所】：急病診療・ふれあいセンター3階 障害者支援課 支援ルーム
【出席者】：(メンバー) 朝比奈 武田 高木 西村 木下 山崎 保戸塚
(えくる) 長坂 芦田
(事務局) 池澤 沓澤
(傍 聴) なし

合計11名

- 【議 事】：1 開会
2 実績報告・課題検討
3 閉会

【主な意見・提案】：

1 個別ケースの終了の基準

→ (1) 終了カテゴリ・判断について

- ・資料3の6の「情報提供」が、アウトリーチを間接的にフォローしているのでは。
- ・初回相談時に連絡先を教えてもらえないケースよりも、聞いていないケースのほうが多く、そういったケースが困難ケースになっていく印象。
- ・どこにも繋がっていない人が、どこにも繋がらない状態で終了にならないように注意している。一方で、繋がっている人はメインとなる相談先に戻している。そういった判断の基準を今後言語化できれば。
- ・全体をきれいに整理するよりも、差し当たって整理することを積み重ねていくしかない。

(2) 相談窓口の設置場所について

- ・気軽に相談できることが予防的支援に繋がっている部分は大きい。
- ・市役所新庁舎の中に相談窓口があっても良いのではないか。

(3) 滞留ケースについて

- ・「えくる」の繋ぎ先としての地域定着支援や自立生活援助の強化が必要。

(4) 相談支援体制について

- ・今後は包括的な支援を行うためには専門的な支援が必要。市の窓口を共生型窓口にしていくのか、障がい者分野において専門性の高い者が受けるのか、ビジョンのようなものを示していければ。
- ・計画相談において、市町村が受けるべき一般的な相談支援も

受けている印象。委託費も付けつつ、市の相談体制を再構築してはどうか。

(5) 市から事業所・法人へのバックアップ

- ・相談支援についても報酬を活用しながら赤字にならないような工夫が必要。また、そういった講座を開いても良いのでは。
- ・規模の大きな相談支援事業所を作るための財政的支援を考えるほうが現実的。
- ・相談支援事業、地域定着支援事業、自立生活援助等の経営モデルを作り、立ち上げに補助金を付けてみてはどうか。

2 夜間緊急ケースの事例

-
- ・今回事例を見て、まさに地域定着支援の対象だと思った。
 - ・地域相談支援や自立生活援助の指定が増えない現状があるなかで、「えくる」が指定を受けてやってみせるというのも一つの方法ではないか。
 - ・こういった事例を出すことで、いつの時点でなにがどうなっていれば、緊急ケースにならなかつたという議論ができる。
 - ・拠点に置かれることになるコーディネーターが使うことのできる道具（支援の手段）を準備することというのが、基幹の機能を考えていくこと。

現状・課題

検討・確認事項

意見・提案

意見・提案(まとめ)

1 相談の見える化

- ・基幹が行っている業務を視覚的に示す必要性
- ・軽微な内容から重篤なものまでケース対応について具体的に見たい
- ・基幹がケアマネ役を行っているケースやセルフプランだから終了できないケースの実数把握
- ・事例の類型化
- ・基本相談がおざなりになっている状況が散見

- ・基幹としての業務の優先順位は、高いほうから、福祉サービスの利用で解決できないもの→福祉サービス等の利用の可能性があるもの→利用の意思が明確にあるものの順
- ・基幹の相談の約2割が、福祉サービス等の利用意思が明確にあるサービス調整
- ・現在の基本相談はサービス利用が前提

- △福祉サービス等の利用意思が明確にある場合や利用の可能性があるサービス調整については、委託相談支援事業所の設置して対応
- 地域移行支援や地域定着支援で報酬を取って、それを人員配置の充実に繋げる
- △障害の重い人と軽い人をバランスよく持つことで収益を確保するビジネスモデルを実現するため、経営者への啓発と理解を促進

【基幹】

- 地域移行支援や地域定着支援、自立生活援助の実施
- 具体的な会議への参加の必要性の判断
- 事例検討を通じた緊急対応に至らないために必要な事柄の把握
- 終了の判断基準の整理と言語化

2 夜間緊急ケースの事例

- ・数が少ないにせよ、対応の課題や社会資源の不足を具体的に示すことで、体制整備や強化が進むのでは

- ・あがってきた事例は、多くが地域定着支援の対象

- 基幹が地域定着支援や自立生活援助の指定を取り、民間事業者への波及を企図
- 事例を通して、緊急対応に至らないために何が必要か検討可能
- △地域生活支援拠点機能のあり方検討への繋ぎ

- △虐待対応を行う職員の意識の向上
- △虐待に関する勉強会の開催

3 虐待の扱い

- ・数字以外にも事例を通じた対応の体制などの課題についての検証の必要性
- ・主訴やニーズの類型化

- ・虐待と認定されなかったケースの内容
- ・事実確認や虐待認定を行うことの困難さ

- △虐待認定を行うプロセスの迅速化
- △虐待対応を行う職員の意識の向上
- △行政と基幹における勉強会の開催

【行政】

- △委託相談支援事業所の設置
- △経営者への相談支援事業に対する啓発と理解の促進
- △虐待認定を行うプロセスの迅速化
- △相談支援事業所の規模の適正化のための財政的支援
- △報酬を活用しながら赤字にならないような講座等の実施
- △相談支援事業、地域定着支援事業、自立生活援助等の立ち上げに補助金を新設
- △委託費も付けながら、相談支援体制を再構築
- △地域生活支援拠点機能のあり方検討への繋ぎ

4 基幹相談支援センターの果たす中核機能について

- ・市民のニーズや社会資源の整備状況などにより、基幹が果たすべき中核機能が決まってくるのでは
- ・予防的支援体制の整備や指定相談支援事業者へのバックアップなど

5 関連会議等への開催・出席の判断基準について

- ・限られた人材・時間を有効に使うための戦略的・計画的な会議の開催及び出席の必要性
- ・基幹としての注力する部分・分野の優先順位付けの必要性

- ・全勤務時間において、相談が30~40%、会議が10~13%、その他(事務含む)が50~55%

- 概ね基幹職員の実感に近い数字として把握
- 具体的な会議等の検討については、次年度以降

6 個別ケースの終了の基準

- ・滞留しているケースの多さ
- ・地域定着支援につなげることのできるケースの存在
- ・終了の基準を設定したうえで、相談者に伝えていく必要性
- ・アセスメント終了時における目標や期間の設定

- ・基幹内における終了の基準16分類
- ・終了ケースの35%が情報提供のみで終了で、計画相談を含めた他機関への繋がりが約23%、相談元へ繋ぎ直したものが16%

- 終了の判断基準の整理と言語化
- 気軽に相談できることが予防的支援に繋がっている現状
- △相談支援についても報酬を活用しながら赤字にならないような工夫が必要と講座の実施
- △地域定着支援や自立生活援助の強化
- △規模の大きな相談支援事業所を作るための財政的支援
- △相談支援事業、地域定着支援事業、自立生活援助等の経営モデルを作り、立ち上げに補助金を付ける
- △計画相談が市の一般的な相談まで受けている印象があり、委託費も付けつつ、市の相談支援体制の再構築が必要

【民間事業者】

- 地域定着支援や自立生活援助への参入
- 相談支援事業所の規模の適正化
- 報酬を活用しながら赤字にならないような工夫の実施

☆ 運営協議会の役割について

- ・相談支援部会との役割分担が曖昧

- ・運営協議会では基幹の運営体制や取組について議論
- ・運営協議会から挙がってきた地域課題を解決するために、相談支援部会にフィードバックし協議

【凡例】
○: 基幹 △: 行政
□: 民間事業者

部会開催日：12/14,1/10,2/14,3/14 計4回

○各関連会議からの報告 *別紙参照

- ①市川障害児者相談支援事業所連絡協議会 (Is-net)
- ②権利擁護連絡会
- ③精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業
- ④高次脳機能障害児者サポート会議
- ⑤拠点 WG

○計画相談進捗報告

(H30.12月末現在)

	支給決定数	計画相談支援 決定者総数	セルフプ ラン数	計画相 談割合	セルフ 割合	8月末 比較
成人	2,462人	1,662人	800人	67.5%	32.5%	+0.3%
障害児	1,042人	186人	856人	17.9%	82.1%	±0%

成人：年度当初とほぼ横ばい

児童：年度当初より若干計画の割合が下がっている

○障がい福祉サービス・障害児通所支援等 事業所異動 進捗報告

重度訪問介護のサービス事業所が激減しており、支給されていてもサービスを地用できない状況となっている。また、実施している事業を WAM ネットで検索できるが、登録していない事業所も、多く、4月以降は調べるのに支障をきたす恐れがある。

○『あたたかく見守ってください』（横浜市港南区自立支援協議会作成）リーフレットについて

ハンディキャップのある方がどういうことを理解してもらいたいのか？を団体連絡会で意見集約し、市川市でもできることを行政や自立支援協議会でバックアップできれば。

○11/9 開催 『地域共生社会と松戸市における「福祉まるごと相談窓口」の取組について』

- *縦割りの介護・障害・子ども等の総合連携・組織・仕組みづくり
- ・就労者へのサポートについてヒントを頂いた
- ・行政・地域ぐるみで取り組めることが市川市にもできることがあると感じた
- ・医療連携へのヒント
- ・相談窓口のあり方（設置場所・人員等）へのヒントを頂いた
- ・市川市の強みは障害当事者の声を聞く場があること

○まんまるパーティー報告

(がじゅまる・そら・えくる 3センター合同 孤立回避支援)

○市川障害児者相談支援事業所連絡協議会によるアンケート報告 *別紙参照

○虐待について

野田市の事件を受け議論。担当ケースについて相談あり。委員より提案。
部会で受けとめ関係機関への介入依頼をしていく事も必要。

○成年後見制度 本人情報シートについて (情報提供)

本人の情報を客観的に判断できるよう 4/1 より医師の診断書の書式変更及び本人情報シートが新たに追加される。支援者側での記入を依頼されることもあると思われる。
記入の際は、根拠に基づき客観的事実をしていってほしい。

○放課後等デイサービス支援決定変更について

更新月を誕生日へ随時変更し平準化していく。

○グループスーパービジョン 報告 *別紙参照

今年度分の収集及び分類分けを行った。次年度に向け検討していく。

○ガイドライン研修 *別紙参照

次年度の課題として、日中の開催、相談支援関係者の研修参加数増への検討をしていく。

IS-net 活動報告

【研修会】

日時 : 平成30年12月 5日(木) 10:00~12:00
場所 : 全日警ホール 第1会議室
内容 : 「高齢世帯 家族支援」
母80代と知的障害の息子50代のケース ~息子の関係者と家族の今後について考える~
参加者 : 22名

【ぶっちゃけ会】

日時 : 平成31年 2月12日(火) 15:30~17:00
場所 : 南八幡メンタルサポートセンター
内容 : 『日々のぶっちゃけ話』(サービス探し、モニタリング頻度、相談員採用等)
参加者 : 10名

【幹事会】

1. 日時 : 平成31年 1月17日(木) 10:00~12:00
場所 : 障害者支援課支援ルーム
内容 : ①市川市障害者就労支援センター「アクセス」・小井土所長より情報提供
就労促進企画として、市内の全事業所や社会資源を利用している利用者等へ「身だしなみ」、「マナー」等の出前講座(無料)を実施する。
②平成31年度の相談支援従事者現任研修について
当初、国から示されているスケジュールでは、平成31年度より新カリキュラムでの研修の予定であったが、開始が1年延期となるとのこと。ただし、次年度の研修に用いるテキストは、新カリキュラム用を使用する。
③新規加入希望事業所の承認について
(正会員) NPO法人 りょう香 相談支援事業所「ゆうゆう」
(特別会員) (社福) 慶美会 (仮称) 清山荘特定相談支援事業所
※新規加入事業所として役員の承認を得る。
2. 日時 : 平成31年 3月 7日(木) 10:00~12:00
場所 : 障害者支援課支援ルーム
内容 : ①事務局変更について
新年度より事務局をやまぶき園・三浦からやまぶき園・近藤薫に変更とする。
なお、引継ぎ期間として当分の間、三浦も幹事会に出席する。
②サポート事業について
新規加入事業所の(仮称)清山荘特定相談支援事業所からサポート事業利用についての依頼があり、一路会(3月11日)、市川市福祉公社(3月12日)がサポート対応することとなる。
③研修について
次年度は、GSVで出た課題について研修に反映していきたい。研修日等は今後検討予定。
④事業所ツアーについて
次年度については、アンケートで要望の高かった放課後等デイサービス事業所等の見学を企画する。

1. 11月7日 成年後見制度利用促進法における中核機関設置についての要望書提出
介護福祉課と障害者支援課と4団体との話し合い、および家族会としての要望書の提出。
※ 成年後見制度利用促進法基本計画のポイントについて
 - ・利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
 - ・地域連携ネットワークの構築 その運営の中核となる機関の設置
 - ・不正防止の徹底など

2. 11月16日 後見セミナーの実施
内容&講師 「後見制度と民事信託」 講師 司法書士 大貫正男氏
参加者 4団体と市民後見人候補者、一般市民など100名余の参加があった。
「信託」に関する関心の深さがうかがえた。

3. 11月19日 市川圏域地域相談員研修会
主催者 市川健康福祉センター
参加者 市川・浦安圏域の地域相談員 広域専門相談員 千葉県障害者福祉推進室
29年度の相談件数 浦安 21件 30年度上半期の相談件数 浦安 8件
市川 8件 市川 2件
県全体でも市川圏域でも差別に関する相談件数が減っている。周知の方法を再度、考える必要がある。

4. 12月13日 定例会報告
 - ・場所・時間 午後1時から 全日警ホールにて
 - ・参加者 社協後見相談担当室 家族会（家族会には2名の若手が入会）
 - ・内容 ①後見セミナーの反省。感想分からも概ね、好評だったことがうかがえる。
大変勉強になったという声と共に、むずかしかったなどの声も。
②相談室からの報告
 - ・申し立て支援が増えてきた。
 - ・市民後見人候補者、3年目の活動中。後見業務と実体験を続けている。
 - ・千葉家裁の方針として、社協との複数後見として市民後見人が選任される。
(浦安市・千葉市ですでに、そういう形の選任が進んでいるため)
市川でも3年目の研修が終了する市民後見人候補者の選任が期待される。
 - ・次回定例会（3月20日）は、相談支援専門員と成年後見人の連携を模索するために、ISネット代表の保戸塚さんと、やまぶき園の三浦さんに来ていただき、話し合う

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業からの報告

① 病院スタッフ向け事業所見学会の実施

	ほっとハート	Mネット	サンワーク
日時	2/7 (木) AM	2/12 (火) AM	2/20 (水) PM
参加者 国府台病院	デイケア 1 名 看護師 2 名	デイケア 1 名 看護師 2 名 医師 3 名	デイケア 1 名
参加者 式場病院	相談員 1 名	相談員 1 名	相談員 1 名 (キャンセル)
参加者 中山病院	看護師 1 名 相談員 1 名	相談員 2 名	相談員 1 名
内容	GH や自主事業の 説明、案内 生介、生訓、B 型、 地活の見学 質疑応答 振り返り	GH、B 型の説明、 見学 懇談会、質疑応答	B 型、移行、地活の 見学 懇談会、質疑応答
利用者の活用	有 5 名	有 2 名	有 2 名
参加者感想等	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師が地域のことを分かっていないので、見学会の開催頻度を上げて欲しい ・看護師向けや入院患者向けに研修をしてもらいたい ・患者の数と、地域の受け皿の数が合っていない（サービスの枠に限りがある） ・退院が可能と判断しているが、介護保険サービスを利用しての退院先が探せない（障害と介護の狭間） ・長期入院の人も多いため、地域移行の利用もなかなか難しいケースもある（長期の任意入院、病院が住所となっている） ・病院としては今後、どんどんと退院をさせていく方針である 		

② 市川圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム代表者会議の実施

- ・日時 平成 31 年 3 月 6 日（水） 16：00～17：00
- ・委員 医療機関（クリニック 2 名、病院 3 名）
家族会（市川 1 名、浦安 1 名）
福祉関係機関（ほっとハート、M ネット、中核、市川基幹、浦安基幹）
行政（市川市障害者支援課、浦安市障がい事業課、障がい福祉課、保健所、県）

・内容

1、事業についての説明

2、実務者会議の状況について

- ⇒・なかなか地域移行、退院促進が進まない
 - ・どの病院に、どのような患者さんがいるのか把握が出来ない
(長期入院ケースや退院のニーズを抱えたケース)
 - ・県や保健所からのアプローチが必要なのでは？
(病院に対するアンケートなど)
 - ・ケアシステムを構築するには今、地域に居ない人（施設や病院に居る人）
をどうするかという視点も大事
 - ・入所施設やグループホームも不足している

3、来年度の計画

- ⇒圏域内へのアンケートを実施し、退院ニーズあるケース等を実際に出しても
らい、退院支援に向けた具体的な議論を実務者会議で行う
- ⇒長期入院のケースや長期入院かつ 65 歳以上で介護保険対象となるケースが
病院から依頼が来ており、介護保険分野も絡めた退院支援のネットワークを
構築していきたい考え

4、全体協議での内容、ご意見等

- ・3つの切り口（医師、看護師、相談員）で、退院可能なケースをリストアップしている
- ・長期入院している人にそもそも住み慣れた地域などない、新たな土地になる
ので、表現がおかしい
- ・長期入院患者の退院は医師の情熱でしかなく、いかに医師を動かすか

- ・ 医師や病院への働きかけとして県としては精神科病院長会議に制度説明や報告は行っている
- ・ 地域移行を引き受けてくれる事業所はどのぐらいあるのか？
- ・ 知人が退院出来る状態にも関わらず、30～40年の入院生活なので、いきなり地域ではなく、段階を踏んでと思うが、受け入れ先がなく残念で、受け入れ先の充実を考えて欲しい
- ・ 昨年度の取り組みであった『U&Iプロジェクト』は前向きに進んでいたと思うので、継続してもらいたい
- ・ 退院促進を推し進め、日本一になったこともあったが、上手くいかなかったケースもあり、長期入院しているにはそれなりの理由もあり、まずは精神障害の方に安全な受け皿を作ってもらい、それから安全に退院をさせていかなければ、確実に進んでいかない
- ・ NPOや社福など福祉の方々が地域生活を支えているのが軸で、クリニックの医師では限界がある
- ・ アンケートの実施はいいことだと思い、退院のニーズに対して退院を阻害する要因は何なのか、取り除かなければ退院は進まないと思うので、ニーズに対して、地域の資源も調査や共有をし、何をどれだけ増やさないとしないかの検討も必要

③ その他

- ・ 個別ケースへの対応
⇒ 地域移行支援利用前の基本相談として、現在1ケースを支援中
- ・ 平成29年度地域移行支援利用者実人数 77名（千葉県内） ※速報値

高次脳障害児・者サポート会議

開催：H31年 1月22日

1) 千葉リハ高次脳支援センタースタッフと地域の事業所による定例の事例検討

① 介護福祉課より

介護保険利用中の50代男性。うつ病、水頭症。

金銭管理、衛生面で課題あり。

② 相談支援専門員より

・GH入居中の女性の事例の経過報告

※1月25日 高次脳機能障害就労支援研修会 全日警ホール

主催千葉リハビリテーションセンター就労移行支援プロジェクト

共催：市川市

・就労支援事例と地域連携 など

(障害者就職サポートセンタービルドにおける就労支援)

次回は3月26日

相談したい事例については、障害者支援課に連絡をお願いします。

実態調査報告のまとめ（総括）

○本調査結果の信頼性について

- ・本報告のデータの取り扱いには注意が必要である。
回答数が少ないことに加え、回答内容に一部誤差等が確認されている。データとしての信頼性が高いとは言えないところがあるが、調査対象期間中における地域の相談支援体制の整備状況等を推測することは可能と思われる。

○各事業所の事業運営について

- ・小規模な運営をしている事業所が多い。
運営法人の事業規模や事業所配属の職員総数は様々であったが、各事業所ともに少数の専従職員が中心になって運営されている傾向が見られた。
- ・各事業所の運営方法に大きな違いは見られなかった。
計画相談支援事業の開設状況や職員の勤務体制等に、事業所間の大きな違いは見られなかった。また、夏季に連続した休日を設けている事業所が少なかった。一方で、日曜日や祝日に支援を提供出来る事業所は殆どなかった。
- ・事業規模が小さい事業所が多い。
計画相談支援による事業収入が総じて小さい事業所が多かった。計画相談支援事業単体の収支状況は不明だが、単体の事業所では財務基盤が弱いであろうことが推測された。
- ・人材の育成や確保、管理の取り組みには事業所間の違いがある。
取り組みの有無や内容に事業所間の違いが見られた。人材に対する意識に大きな違いはないと思われるが、法人や事業所の規模や意識によって取り組みに違いが出ていると思われる。

○相談支援専門員の整備について

- ・地域の中で計画相談支援に従事している相談支援専門員は相対的に少ない。
本調査においては、相談支援専門員総数52名の内、専従職員総数が6名であった（正規職員及び非正規職員）。地域の障害のある方のニーズに対して、相談支援専門員の確保が追いついていない状況が推測された。
- ・一定の知識と経験を有した人材が計画相談支援にあたっている。
実務者の多くが正規職員であり、全員が初任者研修を修了していた。更には、半数以上の職員が現任研修を修了していたり、各事業所に国家資格等の有資格者が配置されていることが分かった。
- ・地域の計画相談支援実務は概ね標準化されている。
市内にある各事業所における、計画相談支援実務の手順や方法については、相談支援従事者研修（初任及び現任）で周知されている方法が概ね定着している様子が見られた。一方で、サービス担当者会議の実施状況については、事業所間の差異が見られる。

○利用者の動向について

- ・既存事業所全体では利用者総数の推移は微増であった。
各事業所の新規利用者と契約解約者、契約修了者の状況は様々であったが、短期間で新規に計画相談利用者を急増させることには困難があることが予想される。
- ・相談開始について関係機関等からの紹介案件が圧倒的に多かった。
調査対象年度においては、当事者への相談支援事業に関する周知や広報が行き届いていなかった可能性が考えられる。
- ・基本相談の困難さが困難ケースとして認識されやすい。
計画作成やサービス調整等の本来業務よりも、ご本人の状態や生活の変化に伴う基本相談の困難さが困難ケースとして認識される傾向があった。また、居住の場にまつわる相談案件についても困難さを生じやすいようだ。

（その他）

- ・各事業所ともに今後の事業継続への意向は強い。
事業の収益性や採算性の低さ等、運営上のデメリットを指摘する回答が多い一方で、殆どの既存事業所が事業継続への意向を示している。非営利法人からの回答が多いことの影響があると思われるが、各事業所ともに運営上の基幹事業にはなりにくいものの、いわゆる「アンテナショップ」的な役割を期待している傾向が推測された。

H30年度 GSV課題まとめ

- 【 主な項目 】
- A. 移動手段の確保 B. 関係機関の調整・連携をするコーディネーター C. キーパーソン不在
 - D. 緊急時の対応 E. 高次脳機能障害の方への支援 F. 事業者不足
 - G. 就労支援 H. 多問題 I. 医療的ケアが必要な方への支援
 - J. 福祉制度以外の資源開拓 K. 子育て支援

No.	地域課題	項目	移動手段の確保	横断的な連携	既存の関連会議等(案)	解決に向けた取り組み策(案)
1	重度の方(要医療的ケア)の何かあった時の入所(短期入所)先	I, A, F, B, D	○	○	重心サポート会議 医ケア連絡会 拠点WG	・医療的ケアがある方を受け入れられる事業所、 受入れられる仕組みの検討
2	通学の問題	A, F	○	○	こども部会 障害児支援連絡会	・通学の支援についてをテーマにした会議の場の検討
3	地域で孤立させない仕組み	A, B, J	○	○	基幹センター 民生委員	※9と同様 ・サービスにつながらない方を地域で見守る仕組みの検討 ・多様な日中活動等の展開 ・障害福祉サービス以外のつながりの仕組みの検討
4	バリアフリーな地域	A, B	○	○	街づくり部 介護福祉課・障害者支援課 障害者団体連絡会	・高サポのバリアフリー調査の確認 ・障害福祉側からの意見発信
5	社会と繋がれる場所が少ない	A, J	○	○	基幹センター 中核センター そら で検討中	※9,13と同様 ・サービスにつながらない方を地域で見守る仕組みの検討 ・多様な日中活動等の展開 ・障害福祉サービス以外のつながりの仕組みの検討
6	事業所への送迎サービスがほぼない	A	○			
7	孤立を防ぐ場、ネットワーク	A, J	○		高サポ 民生委員 基幹センター	
8	街のバリアフリー化	A, B	○	○	街づくり部 介護福祉課・障害者支援課 障害者団体連絡会 道路交通部(人にやさしい道 づくり重点地区整備事業)	
9	成人の方がコンスタントに使える移動支援や日中一時	A,	○			
10	就労や就労系サービスに送迎がない	A, G	○		就労支援部会	・体験の機会の充実に向けて、一定期間など送迎を行う事業所の開拓 ・移動が困難な方に対する、在宅勤務の試行を検討
11	障害者親の高齢化、障害・介護のケアマネの連携	B, H, C		○	相談支援部会 基幹センター、高サポ Is-net、ケアマネ連絡会	・障害CM、介護CM、高サポ、基幹センター合同勉強会の検討 ・ガイドライン研修の活用
※ 12	虐待の窓口の一本化(児童、高齢、障害)	H, B, D		○	虐待ネットワーク会議 (子供、障害、高齢) 障害者虐待防止センター	・市民にとって分かりやすい虐待相談の仕組みづくりと周知
13	ライフサポートファイルの運用・活用	B		○	発達支援課 相談支援部会・こども部会 児童発達支援センター会議	・関係機関への周知 ・学校への周知 ・親の会、家族会等への周知 ・各イベントなどで広報 ・各連絡会(障害児連絡会・日中活動連絡会・しゅうたん・ふくたん)での周知 ・ライフサポートファイル活用好事例の集約と公表
14	医療と福祉と教育の連携	B, H		○	医ケア連絡会	・各分野からの課題の洗い出しと検討
15	日中活動ができない人への住まい (GHは利用できないが一人暮らしも難しい方の住まい)	B		○	住まい部会 GH連絡協議会	・地域における住まい方のニーズ把握 ・民間賃貸住宅の活用検討 ・市営住宅の活用検討
16	親亡き後の孤立	B, C, D		○	基幹センター 民生委員	・サービスにつながらない方を地域で見守る仕組みの検討 ・多様な日中活動等の展開 ・障害福祉サービス以外のつながりの仕組みの検討
17	難病の方への支援(アドバイス、サービス等)が薄い	B, F		○	相談支援部会 is-net CM連絡会	・難病の方に関する支援現状の確認 ・難病相談支援センターを講師にした定期的な勉強会の企画実施
18	行徳地区の障害福祉サービスが少ない	B, F		○	えくる行徳ステーション 相談支援部会 is-net	・行徳地区のニーズ調査 ・行徳地区のネットワーク構築
19	GHのあり方	B		○	相談支援部会・is-net GH連絡協議会	・GHと相談支援事業所との意見交換会の企画実施 (現状把握と地域のニーズを共有する場)
20	横断的な居場所、拠点の必要性	B, J		○		※9,13,18と同様 ・サービスにつながらない方を地域で見守る仕組みの検討 ・多様な日中活動等の展開 ・障害福祉サービス以外のつながりの仕組みの検討 ・地域ケアシステムの活用
21	複合的な問題を抱える家族に対する支援	H, B, C, D, J, K		○		・障害、子供、高齢合同での事例検討会・研修会の実施 基幹、高サポ、障害CM、介護CM、児家セン、 生活困窮、中核 等
22	医療との連携	B, D, E, I		○	医ケア連絡会	・現場における医療連携の課題の抽出 ・近隣医療機関のMSW等との意見交換会の企画実施
23	障害版の地域ケア会議	B		○	相談支援部会(GSVの活用) 基幹センター	
24	医療連携が困難	B, I		○		
25	難病の方の就労希望の際、医療連携の仕組みがない	B, G, I		○		
26	聴覚/重複障害などの支援体制を整える難しさ(福祉サービスが薄い)	B, F		○	障害者支援課	
27	障害のある親の子育て支援	B, K		○	子育て支援課 障害者支援課	
28	夜間定時巡回・随時対応のサービスが必要	B, F		○		
29	高次脳の方への支援方法(障害理解)	B, E		○	高次脳サポート会議	・医療連携、医療・リハビリ機関との勉強会開催など
30	8050世代への予防的な見守り体制の構築	B, J		○	高サポ 民生委員	
31	医療的ケアの施設やサービスが少ない(吸引のできるHH、短期入所)	F, I			重心サポート会議 医ケア連絡会 拠点WG	・医療的ケアがある方を受け入れられる事業所、 受入れられる仕組みの検討

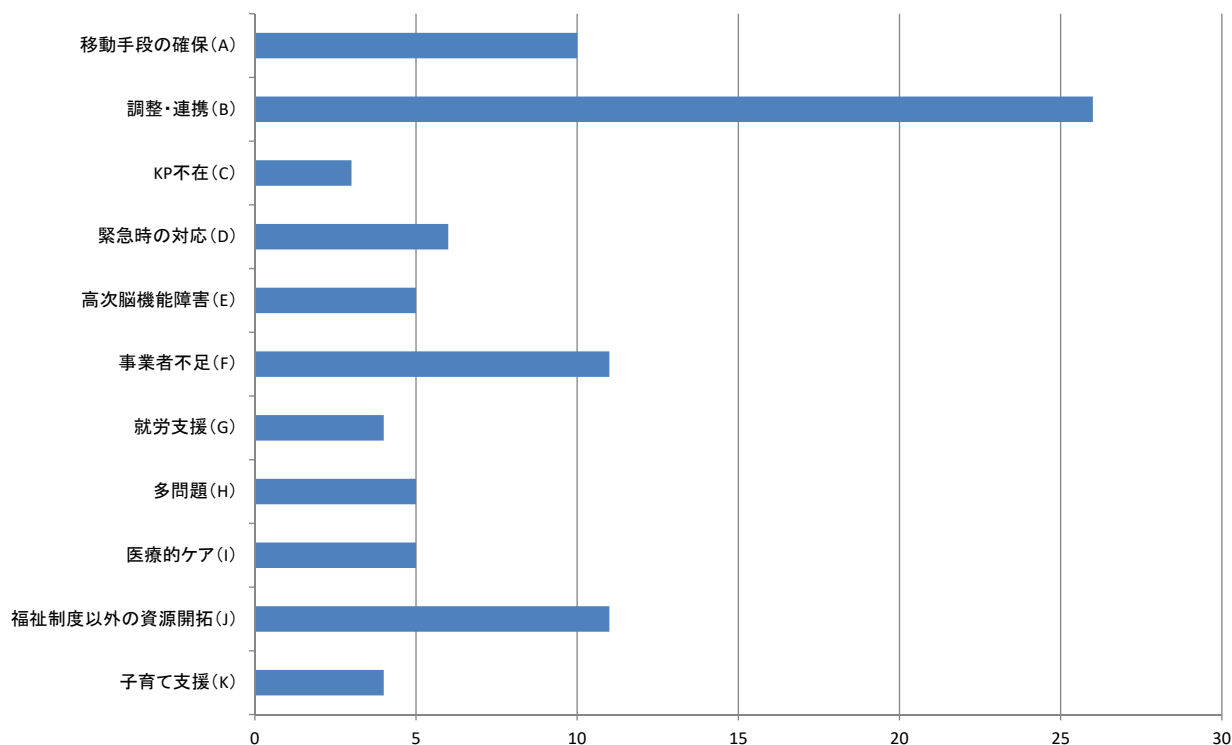
H30年度 GSV課題まとめ

- 【 主な項目 】
- A. 移動手段の確保 B. 関係機関の調整・連携をするコーディネーター C. キーパーソン不在
 - D. 緊急時の対応 E. 高次脳機能障害の方への支援 F. 事業者不足
 - G. 就労支援 H. 多問題 I. 医療的ケアが必要な方への支援
 - J. 福祉制度以外の資源開拓 K. 子育て支援

No.	地域課題	項目	移動手段の確保	横断的な連携	既存の関連会議等(案)	解決に向けた取り組み策(案)
32	自立生活援助の利用	F			相談支援部会 居宅支援連絡会 GH連絡協議会	・自立生活援助の説明会の企画実施
33	生活のアセスメントをとる場所が遠い (一番近い宿泊型生活訓練施設は千葉市)	F			拠点WG	・一人暮らし体験ができる場の仕組みづくり ・宿泊型自立訓練(生活)事業の展開
34	話がしたいニーズに応じる支援がない	F,J			-	・傾聴ボラなど制度外の支援の検討 ・多様な日中活動等の展開
35	高次脳機能障害の自助グループが必要	E			高次脳サポート会議	・自助グループの設置提案 ・各当事者会の情報収集と周知
36	高次脳機能障害の勉強会・支援者の会が必要	E			高次脳サポート会議	・関係機関への高次脳サポート会議の周知 ・高次脳に関する情報の集約先を検討 ・高次脳機能障害に関する研修の周知や市内での企画実施
37	サードプレイスを作ってほしい (自宅と職場以外の場づくり)	G,J			就労定着支援事業者 アクセス、いちされん	・各事業所における取組の実態把握 ・地域活動支援センターの活用検討 ・よる会(えくるにて試行)
38	障害のある親や子が集える場がない	J,K				・障害がある親の集いの場の企画実施(松戸の事例をもとに) ・障害がある親と暮らす子のサポートのためのグループの企画実施
39	強度行動障害の方の受け入れ可能な短期入所が少ない	D,F			拠点	
40	地域で気軽に相談できる場	J			地域ケア 民生委員	
41	複合的な問題を抱える家族に対する支援	B,H				・分野横断的に事例検討できる場の開拓 ・既存の別分野の事例検討会などとの合同研修の企画
42	80-50問題 親が隠したい年代の障害を持った子供たちをどのように繋げるか	J			高サポ 民生委員 基幹センター	
43	高次脳サポート会議の周知	E			高次脳サポート会議	・定期的な告知体制、MLなどの活用
44	車いす用トイレがない				街づくり部	
45	会社の整備が追い付いていない	G			就労支援部会 ハローワーク	・企業に対する雇用促進制度のPRや助言・支援の充実
46	障害児の母親に対する継続した相談先が必要	K			障害者団体連絡会 相談支援部会 発達支援課	・ガイドライン研修にて家族支援を扱う
47	関係者会議開催のタイミング	ガイド ライン 研修			isnet 基幹センター	・相談支援事業所に対する後方支援、サポート体制の構築
48	手帳はないが、グレーな家族に対する支援				isnet 基幹センター 中核センター	
49	孤立世帯への介入方法	ガイド ライン 研修			高サポ 民生委員 基幹センター	・孤立につながる背景や要因の分析と、汎用性の高いノウハウを共有、対策を講じるテーブルを設ける
50	障害年金の申請ノウハウ				isnet	・障害年金の申請についての合同研修の企画
51	家族に対する支援の組み立て (相談支援事業所が行う範囲を超えて支援が必要な場合)				isnet 基幹センター	・相談支援事業所に対する後方支援、サポート体制の構築

H30年度 GSV課題まとめ

課題項目別



1

I 移動支援の確保

H29年度	H30年度	いちかわハートフルプラン (抜粋)
就労継続A型・B型の送迎	医療的ケアの方の移動	<p>・ 障害者等の地域生活への移行と相まって、地域での自立した生活に必要な不可欠な移動支援サービスに対するニーズは、年々高まっていくことが予想される。</p> <p>→支給のあり方について、多様なニーズの高まりを踏まえて再検討を進める。</p>
送迎の問題	通学の問題 学校との検討の場	
	サービスにつながらない方の送迎(体験時)	
	社会と繋がれる場所が少ない方の移動	
	事業所への送迎サービスがほぼない	
	街のバリアフリー化	
	成人の方がコンスタントに使える移動手段	
生活支援部会	就労や就労支援サービスの送迎	

・ 日中活動連絡会で研修の実施・検討実績あり

2

II 医療連携

H30年度	いちかわハートフルプラン（抜粋）
重度の方（要医療的ケア）の緊急対応先（入所/短期入所）	市内における一時預かり・短期入所のニーズに応える方策を、実現に向けて検討
医療的ケアの施設やサービスが少ない	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児者や中途障害者などに対し、身近な地域においてリハビリテーションを受けることができるよう、環境整備を進める ・難病患者等の制度の狭間に置かれた障害者へのサービス利用についても、障害者総合支援法の施行により新たに対象となったが、利用実績は少なく、制度の周知や実情の把握を含め課題 ・日常的に医療行為の必要な障害児者などの地域生活が可能となるよう、専門的な技能を有した支援者の確保やそうした障害に対応できる施設の整備も課題
難病の方への支援が薄い	
難病の方の就労の際、医療連携の仕組みがない	理解や周知の進んでいない障害について、講演会や研修会を行い、普及啓発に努める
高次脳機能障害の勉強会・支援者の会	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害や高次脳機能障害、難病の方、さらには手帳を取得していない方や重度障害者、路上生活障害者、触法障害者への相談支援のあり方などの研究をすすめるとともに、困難ケースに対応できる専門的な相談支援体制を構築
医療・福祉・教育の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関等が連携を図るための協議の場の設置 (H32年度末までに設置) 3

III 分野横断型の連携

H29年度	H30年度	いちかわハートフルプラン（抜粋）
ライフステージの変わり目で社会資源が切れてしまう	障害者親の高齢化 障害・介護のケアマネの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な支援者の連携により、市全体で重層的かつきめ細かな体制をつくる必要があり、相談をどのように受けて構築するか、全体的な考え方を整理することが重要
圏域やライフステージを超えた情報提供の仕組み	虐待の窓口の一本化 (こども・障害・高齢)	
つながれる居場所 地縁のない人の孤立	横断的な居場所・拠所の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の高齢化に伴い、今後一層介護保険制度への移行も増えることが見込まれていることから、高齢者サポートセンターなどの介護保険分野との連携を強化
	複合的な問題を抱える家族に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は国が示している、こどもや高齢者、障害者、生活困窮者なども含めた地域包括ケアシステムの構築を視野に入れて、こども分野や介護保険分野との緊密な連携を見据える
	街のバリアフリー化	
	8050世代への予防的な見守り体制の構築	
	ライフサポートファイルの活用	
	GHのあり方	
	障害版の地域ケア会議	
	聴覚/重複障害などの支援体制が薄い	

優先順位と取り組みやすさの検討

- ・ 優先順位（数値目標/緊急性のある項目）
- ・ 予算化が必要な取り組みと、そうでない取組みの仕分け
（不要なもの：既存の会議体で実施可能な項目など）
- ・ 実施スケジュールなどの設定

平成30年度障がい児・者相談支援ガイドライン研修(総括)

参加状況

回数	日付	申込者数	参加者数	スタッフ	合計
第1回	H30.12.14	93	74	4	78
第2回	H31.1.18	88	64	4	68
第3回	H31.2.15	96	67	4	71
平均		92.3	68.3	4	72.3

左表のうち「参加者数」の内訳

障がい (指定相談有)	障がい (指定相談なし)	介護	その他	行政	合計
21	4	26	7	20	78
18	6	22	4	18	68
17	7	21	8	18	71

研修の評価(+3~-3の範囲で評価してもらい、平均値を算出)

(第1回)

相談支援の理念・意義・基本的な考え方・視点	2.3
相談支援の体系・位置づけ	2.2
支援の実際	2.1

(第2回)

市の一般的な相談支援について	2.0
権利擁護について	2.0
指定相談支援事業について	2.1
相談支援の質の確保について	2.0

(第3回)

障がい福祉及び介護保険の制度について	1.5
事例検討(グループ討議・発表・まとめ)	2.1

【課題・反省点・希望】

第1回	日中の時間帯に計画してほしい。児童期についての内容をもう少し詳しく聞きたかった。クイズなどの参加型の研修は理解がより深まると思います。
第2回	日中の時間帯に計画してほしい。精神、知的、身体等に分かれた研修があるとよりよい。クイズの文章が長かったので画面に出して頂けると助かります。3時間で行うには少しボリュームが多いと思った。
第3回	制度についてはパンフレット等を見て分かることなく、ポイントや利用時に気をつけることなどを知らなかった。日中の時間帯に計画してほしい。手帳を持つことの意味、優遇の範囲等をまとめたいものを取り上げてほしい。事例について、もう少し母の入院期間等の詳細な情報を教えてほしい。
全体	日中の時間帯に計画してほしい。クイズ形式などの参加型の研修は理解が深まった。講義の内容によっては時間配分や内容のボリュームを調整する必要がある。

【総括】

第1回	「相談支援の理念や意義、基本的な考え方」や「相談支援の体系・位置づけ」など基本的な事柄を中心に、クイズなどを交えた対話型の講義を行うことにより、分かりやすい内容となった。
第2回	平成30年度のガイドラインに沿った内容をクイズを交えて説明することにより、今年度新たに加えた児童の相談体系を含めた市内の障がい者の相談窓口、権利擁護、相談支援事業の内容に関する事項などについて、理解を促進させる講義となった。
第3回	障がいと介護の制度について理解を深めるとともに、8050の事例についての寸劇に基づき介護・障がい等の関係者が合同でグループワークを行うことにより、様々な視点から問題を検証できる講義内容となった。
全体	第1回から第3回目までの講義を通して、クイズやグループワークにより理解を深めることができたという意見が多かったことから、次年度についても参加者が主体的に考えられる講義形式にする必要がある。また、日中の時間帯での研修を希望する方もいることから、研修の時間帯についても検討する必要がある。

平成 30 年度 第 4 回 自立支援協議会 生活支援部会

1. 部会

3/12 に第 5 回生活支援部会を開催。

- ・拠点ワーキングチームの進捗状況の共有
- ・GSV（グループスーパービジョン）から見えた地域課題の共有と意見交換

2. 各連絡会・会議等の活動報告等

(1) 日中活動連絡会 <30 年度活動報告>

日程	議題
第 1 回 8 月 20 日	・定例会 日中活動事業所、その他市川の動向 高齢家族（利用者が 50 歳以上）の実態調査（掘り下げ）
第 2 回 10 月 15 日	・定例会 地域生活拠点事業について（ワーキンググループと共有）
第 3 回 12 月 17 日	・研修会 講師：高齢者サポートセンター 岡澤氏・上野氏 【利用者の高齢化に備えて「障害」と「介護」を繋げていこう】 参加者：支援課（1 名）相談支援事業所（7 名）通所事業所（16 名）
第 4 回 2 月 18 日	・30 年度総括&31 年度計画（・共生型サービス・人材確保）

(2) グループホーム（GH）等連絡協議会 <2 月以降分、来年度予定>

- ・2 月 20 日 全職種合同勉強会開催
テーマ：障がいのある方の気持ちを汲み取り、支える～意思決定支援
講師：社会福祉法人サンワーク 酒井 範子氏・市川手をつなぐ親の会 村山 園氏
- ・3 月 14 日 グループホーム見学会 in 松戸
見学場所：社会福祉法人彩会「ホームきらく」
有限会社藤野接骨院「グループホームほねやすめ上本郷」
- ・4 月 25 日開催予定
第 2 回世話人交流会 「グループホームお悩み共有座談会」
話題提供者：株式会社オリーブメディカルサポート あいむほーむ 斉藤 涼平氏
株式会社アイ・リンク グループホームクローバー 三浦 慎弥氏

(3) 居宅支援連絡会

平成 31 年度 7 月頃 研修会を開催予定。議題について検討中。
共通の課題として、人材確保の困難さが挙がっているところ。

(4) 重心サポート会議

→別紙 議事録参照

3. 地域生活支援拠点

ワーキングチームの話合いを月 1 回のペースで継続中。 → 議題 5

以上

重心サポート会議からは

1月21日の第7回と2月18日の第8回の定例会議がありました。

<主だった内容>

- 1、 重心、肢体不自由者向けハンドブック「どれみブック」の改定4月以降配布予定
- 2、 今年度研修会①3回シリーズの研修の3回目があり、らいおんハート児童デイの職員による側弯等の研修をおこなった。毎年恒例にしていくと言う話も出た。

加えて、3月13日に行われる喀痰吸引のフォローアップ研修を今年から行う事として現在事業所で喀痰吸引を実施している支援員に対して課題や疑問を解決するとともに、市内で支援員が吸引を行っている事業所の状況を把握する事としている。
- 3、 地域生活支援拠点について、緊急時というケースは数えるくらいしかないのだが、吸引等の医療的ケアに対応した拠点を必要としている。背景としてヘルパー事業所がヘルパーによる喀痰吸引を自粛しているという状況がある。⇒責任の所在が不透明

仮に地域生活支援拠点で医ケアを実施する形となるならば、誰が責任者となるのか？県であれば知事が責任者となっている。
- 4、 来年度の方向性について、毎月行っていた重心サポート会議の開催を各月とする案。背景として、医ケア連絡会と重心の研修会の日程を含め調整していく予定。

地域生活支援拠点に備えて「お泊りどれみ」に力を入れて活動する予定。

就労支援部会からの報告

【就労支援担当者会議】

- ・就労支援事業所説明会

2019年2月8日(金) 18:00~20:00 全日警ホール 第3会議室

就労支援事業所 22名 一般参加者 10名 合計32名参加

- ・各事業所から課題の集約、利用者、利用希望者の傾向分析
- ・来年度の就労支援担当者会議の議題、現在の課題の集約

【福祉的就労担当者会議】

- ・お仕事情報の共有
- ・内職、請負仕事の共有。お仕事情報から請け負っている作業の現状報告
- ・新規依頼3件から問い合わせあり。段ボール引き取り業者の紹介。
- ・公園清掃、公共施設の清掃などの施設外就労に関しての情報共有。
- ・事業所見学会の開催 振り返り

1月~2月の期間 B型事業所のスタッフが他の事業所を見学し運営方法や事業内容を見学した。

報告シートを作成中

- ・各事業所の近況報告

利用者数や困難事例について検討

【就労支援部会研修】

2019年3月15日(金) 18:00~20:15 教育会館

テーマ「障害者を取り巻く社会課題と就労支援機関が担う事」

講演：市川市基幹相談支援センター えくる 長坂氏、芦田氏

参加機関：就労系事業所、特別支援学校、地域活動支援センター、日中一時支援、

相談支援 37名参加

平成30年度 第3回自立支援協議会
こども部会

1. こども部会について

第二回 平成31年 2月20日(水) ふれあいセンター2階集会室
14:00～16:00
テーマ 「連携について考える」

2. 関連する会議について

① 「障害児支援連絡会」

第1回 平成30年6月22日 9:00～12:00 全日警ホール
テーマ 「言語や日常生活動作に課題をもつ子の事例検討会」
参加者数 60名

第2回 10月26日 9:00～12:00 男女参画センター
テーマ 「特性に合わせた学校での支援紹介」
参加者数 41名

第3回 平成31年2月22日 9:00～12:00 大洲ふれあいセンター
テーマ 「虐待について」
参加者数 40名

② 「重症心身障害児者サポート会議（医療的ケア児会議）」

第1回 平成30年6月21日 19:00～21:00
テーマ 「医療的ケア児を取り巻く地域の現状と課題報告」
参加者数 20名

第2回 平成30年12月13日 19:00～21:00
テーマ 「公立保育園における医ケア児の受け入れについて報告」
参加者数 19名

平成 31 年 3 月 20 日

第 4 回自立支援協議会 市川市障害者団体連絡会報告

1、平成 31 年 2 月 27 日（水）第 4 回本会議開催 出席 18 団体（参加団体 22）

○決定事項

規約に（会員）についての条文「市川市内の障害者団体から加入申し込みを受けた団体とする」を追加し入会申込書を作成。承認。

○報告事項

①1月20日（日）要配慮者避難所訓練参加

11団体約 30 名が参加・・・資料参照

②2月19日（火）第1回要配慮者訓練実施検討会実施

地域防災課、障害者支援課、当会・・・資料参照

③12月8日（土）、9日（日）障害者週間参加報告

「手をつなぐ親の会」「にじの会」「オストメイトの会」が参加、受付は「松の木会」。アイ・ワングランプリへの参加や、当日、販売やステージへの参加団体もあり。

④市川市公の施設の使用料の減額に係る申請について

4月より全体の使用料が3分の2になるものの、障害者団体への加入団体について、従来の「75%減免」が適用されていたが、来年度からは「50%減免」を適用するとして来年度の申請書が障害者支援課より各団体宛に送付された。（1月）

これは実質的な値上げになる為、市長あてに「75%減免」を適用するよう要望書を提出し、承認になる。

⑤参加団体紹介（2団体）

2、3月8日（金）役員会開催

5月22日（水曜日）実施予定の第4回定期総会について内容を検討

式典、

講演（・東北、熊本など災害時の対応状況について。・市の防災女性プロジェクトの活動。など）、

総会議事（30年度決算及び活動報告、31年度予算及び活動計画）、その他報告事項。

以 上

要配慮者避難所訓練（平成31年1月20日）実施 報告

障害者団体連絡会

訓練の流れ

10:00 拠点協議会参集 … 地域の避難所運営者
体育館での開設準備
開設準備者が総勢30人以上(子供も含め)



10:00 障害者団体連絡会参集…訓練説明を受ける(全員避難者として参加)
職員によるトリアージ(4名のみ)時間がないため

10:00~10:30の間に実施
聞き取りのみでトリアージせず

10:30 避難者入場、要配慮者も入場





11:00 福祉避難所

受付で、学校の避難所とは違うレイアウトの避難者カード（福祉避難所用）を記入、要配慮者カードは記入なし。

この様式には、障害や介護について詳しく記載する箇所はなかった。

そのあと、個室に誘導。個室で職員から詳しく聞き取り。



居室は4つ（市川市が購入）

居室は1.5×2m

段ボールベッド



12:00 訓練終了 炊出し（アルファ化米）配布

学校では、パーテーション、簡易トイレ等の組立訓練を実施 ↑
せっかくのトイレ、使い方や必要性などをしっかり伝えてほしかった…



参加団体

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1、なんなの会 | 2、市川市ろう者協会 |
| 3、コスモ市川グループ | 4、視覚障害者福祉会 |
| 5、市川手をつなぐ親の会 | 6、市川市自閉症協会 |
| 7、にじの会 | 8、千葉県中途失聴者・難聴者協会 |
| 9、市川市肢体不自由児父母の会 | |
| 10、市川市オストメイトの会 | 11、そよ風の会 |

第 1 回要配慮者避難所訓練（1/20）実施結果検討会

地域防災課、障害者支援課、障害者団体連絡会

1. 訓練の問題点の洗い出し

- ① 避難所入場時 靴の脱ぎ場、靴袋を使う。音声と掲示で指示。
- ② 避難所のレイアウト せき止めるように受付を配置。
- ③ 受付 要配慮者の基準掲示されていない。 一般お受付にも要配慮者が行くはず。記入する用紙 避難者カードの内容、避難者名簿の用紙未配布。
- ④ 訓練計画 事前に協議会の人には役割分担ややるべきことの確認が必要では。要配慮者についても同様でどのような訓練するかの徹底。

2、今後の避難所訓練の課題

- ①要配慮者カードを簡易にする
- ②訓練方法について事前に当該自治会と打合せをするなど、避難所受け入れ方法など事前準備をする。
- ③受け入れ方法（避難所レイアウトなど）を検討する

3、31 年度も訓練を実施する

- ①訓練計画内容について事前に勉強会など打合せする場を設けることで避難所訓練の内容を充実し参加してよかったと思える訓練にする。
- ②避難所訓練に詳しい第 3 者機関よりアドバイスを受ける。
- ③福祉避難所立ち上げ訓練は別日程もしくは時間をずらして実施する。

障害者団体として訓練の内容を自分たちでも考える必要がある

（自分たちでできることは何か）

みんなで実施する避難所訓練にする→避難所マニュアルへの反映

以上

提案書

市川市における 地域生活支援拠点等の整備について

平成31年1月

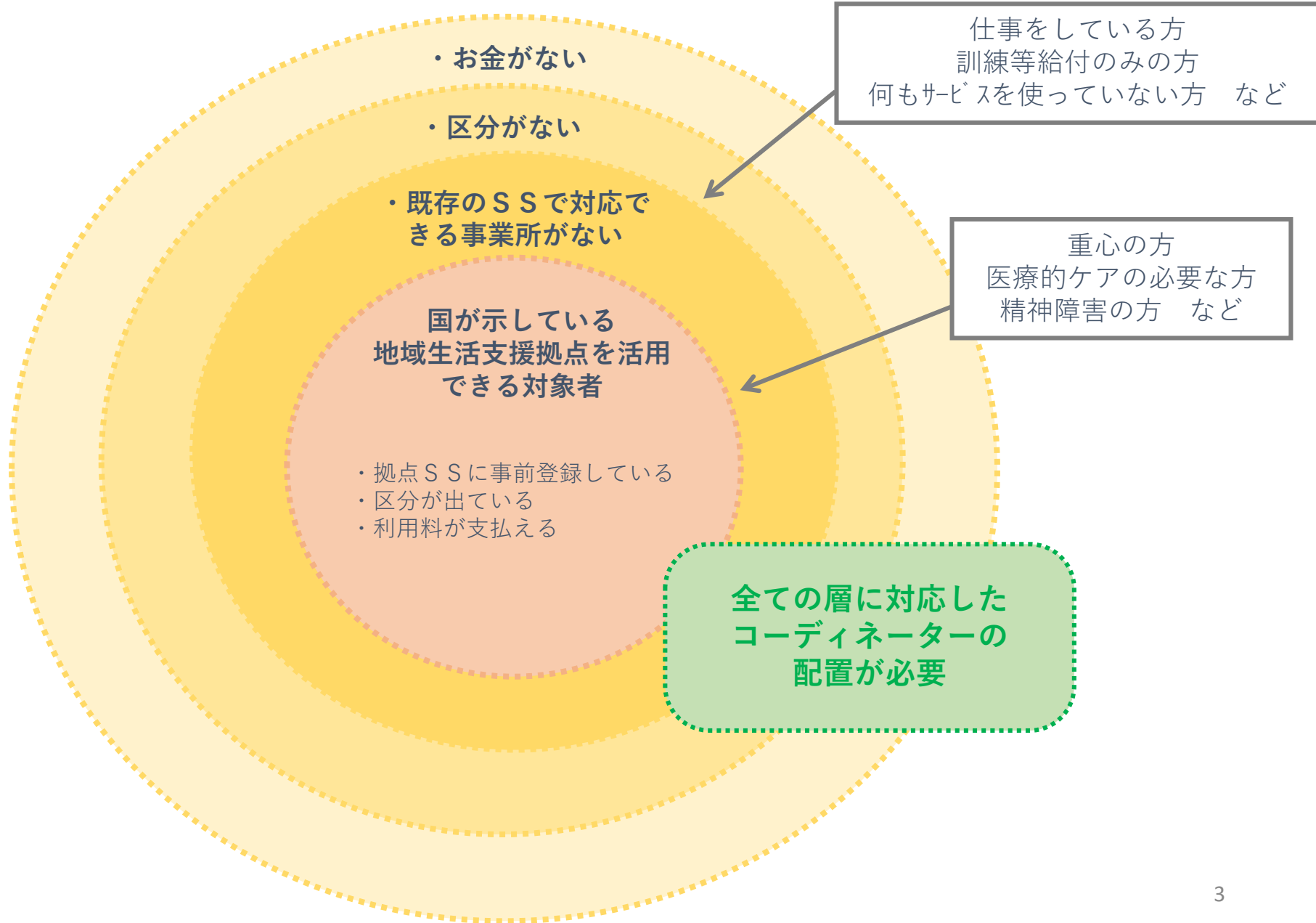
拠点ワーキンググループ

地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等については、障害福祉サービスの報酬改定に合わせ、国が関連した加算の整備などを行っているが、加算だけでは対応できない支援内容や、ニーズが相談の現場で見受けられる。

そのため、市川市においては、国の加算に、市川市独自の仕組みを上乗せし、地域生活支援拠点等の整備を進めていくことが求められている。

支援の必要な相談者の層



地域生活支援拠点等の整備のポイント

- ① “一時的な宿泊ができる場”のバリエーションの
拡充
- ② 拠点コーディネーターの設置
- ③ “つなぐ仕組み”と地域の“雰囲気づくり”
- ④ 市川市の、拠点の“認定”の基準について

市川市における地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点の整備にむけ、**まず**は緊急時の対応ができる体制を確保していく。市川で培ってきた支援のノウハウとネットワークを生かした地域生活支援拠点の整備を目指していく。

WGにおける緊急時の定義：

このまま家にいられない状況・このまま家に帰れない状況

対象者：サービス利用の有無、障害支援区分の有無に関わらず、市川市で生活している障がいがある方

現 状：各法人がそれぞれの仕組みの中（制度内、制度外）で対応していきいているが、継続可能な体制にはなっていない、かつ、すべての方に対応できるわけではない。

現状を踏まえ新たに整備が必要な支援：

- ① **地域生活支援拠点に関するコーディネーター**
(緊急時の調整役・予防的な働きかけ・緊急対応後の支援調整)
- ② **短期入所に限らず緊急時の支援（駆け付け・宿泊）を可能にする手立て**

①地域生活支援拠点等に関するコーディネーター

【役割】

緊急時

- ・ 緊急時対応の支援
 - 1) CMがない場合の支援コーディネート
 - 2) CMがいる場合は、必要時にサポート
関係機関との調整、支援策の検討

通常時

- ・ 緊急対応にならないよう通常時から予防的な支援の働きかけ
- ・ ハイリスクな方の把握
- ・ 短期入所などの空き情報の把握 など

【配置人数】

- ・ 6名以上の複数配置（知的2 精神2 身体2）
各障害に対応できるようコーディネーターの強みに偏りがないように配置
土日夜間にも対応できる体制を確保する。

【配置場所】

- ・ 短期入所内 ・ 相談支援事業所内 ・ 基幹相談支援センター内 など
各障害ごとの社会資源の整備状況などを考慮し、より実働的な場所に配置

拠点コーディネーターと基幹相談支援センターについて

- ・現状、市内で障害者の相談を幅広く受けているのは、「障害者支援課相談班」と「基幹相談支援センター」。
- ・基幹相談支援センターで多様な相談を受けており、困難ケースや、一般的な相談（福祉サービスの情報提供）、サービス利用のための調整に関する支援、サービス以外の支援調整に関する支援、また、サービス利用後も計画相談が決まらないためケアマネ的な実働をしているケースもあり、余裕を持ったスタッフ体制ではない。
- ・(月)～(金)8：45～17：45が窓口時間とされており、夜間休日の対応が確実にできる体制とは言い難い。
- ・基幹相談支援センターとしては、地域づくりのための取組み、相談支援の質の向上にむけた取組みなどに力を注ぎたいが、増加する相談ケースへの対応に追われており十分ではない。
- ・拠点コーディネーター配置し、専従で業務を行うことで、予防的な支援や、緊急時のより質の高い対応が期待できる。
- ・拠点コーディネーターと基幹相談支援センターとの連携は必要不可欠。

②短期入所に限らず緊急時の支援（駆け付け・宿泊）を可能にする手立て ～緊急時夜間などの支援についての助成～ （仮：緊急時夜間等支援助成）

- ・緊急時に、制度外（サービス枠外）での支援（駆け付け・宿泊）を実施した際に法人に助成

【現状】 一時介護料助成制度はあるが、事前の登録や年間の上限額もあり必ず緊急時に使えるとは限らない。
そのため、別枠での制度が必要。
経済的に困窮している世帯もあるため、本人への助成ではなく、法人への助成が好ましい。

【申請できる法人】

市が認めた「地域生活支援拠点法人」

認定条件：

- （1）地域生活支援拠点の加算※を受けている事業を実施している法人
- （2）自法人のサービス利用者に限らず、地域における支援（特に緊急時）を実施すること

現状の一時的な宿泊等の支援の実施状況の整理

支援区分有

支援区分無

短期入所

レスパイト事業（市単）

制度外の支援

知的

やまぶき園

咲楽園

梨香園

Can

オリーブの家

レッツレンコン

独自レスパイト

空室利用

⋮

精神

ありのみ村SS

多目的宿泊施設しゅう

⋮

重心
医ケア

どれみネット

⋮

緊急時夜間等支援助成（仮）

でバックアップ 9

今後の展開について

まずは優先順位の高い、**相談機能の強化**と**緊急時の対応**について整備を行う。
今後は、国の加算では不足している他の地域生活支援拠点等の機能についても議論し、さらに整備を進めていく必要がある。

①相談機能の強化

- ・【新】地域生活支援拠点に関するコーディネーター
- ・基幹相談支援センター ・計画相談

- ・課題：・基幹相談支援センターへの相談支援業務の集中
- ・セルフプランの多さ 等

②緊急時の受入れ・対応の機能の強化

- ・【新】緊急時夜間等支援助成
- ・レスパイト事業 ・短期入所事業

- ・課題：医療的ケアのある方の緊急時の受入れ体制 等

③体験の機会・場の機能の強化

- ・課題：生活スキルの見立てができる場が少ない 等

④専門的人材の確保・養成の機能の強化

⑤地域の体制づくりの機能の強化

地域生活支援拠点等に関連する加算の整理（厚労省資料より）

【①相談機能の強化】

対象：相談支援事業所

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
 - ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回を限度）等
- 地域生活支援拠点等の機能強化

【②緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

対象：短期入所事業所

- 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
 - ・ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ） 120単位/日 → 180単位/日（利用開始日から7日間を限度）等

【③体験の機会・場の機能の強化】

対象：地域移行支援利用時の
日中活動系事業所

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
 - ・ 体験利用支援加算 300単位/日 → 500単位/日（初日から5日目まで）
+ 50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合等

【④専門的人材の確保・養成の機能の強化】

対象：生活介護事業所

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
 - ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位/日（体制加算）等

【⑤地域の体制づくりの機能の強化】

対象：相談支援事業所

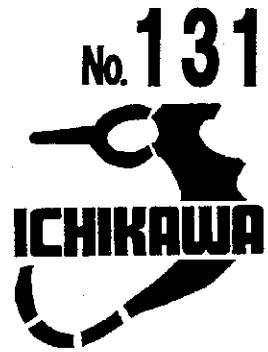
- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
 - ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月（月1回限度）

地域生活支援拠点WG 参考資料

※宿泊を伴う"即日相談即日対応"についての件数把握（期間：H29.4～H30.3）

	緊急の相談、利用依頼等があり、 当日に対応した件数。 (即日対応した件数)	緊急性を伴う相談があったが、 即日に対応はしなかったが、 後日宿泊を伴う支援を行った
短期入所・市単レスパイトで、 受入れを行った	11	31
制度外で、 宿泊を伴う支援を行った	14	4
市外のサービス等を利用した (制度内・制度外含む)		7

さとみ



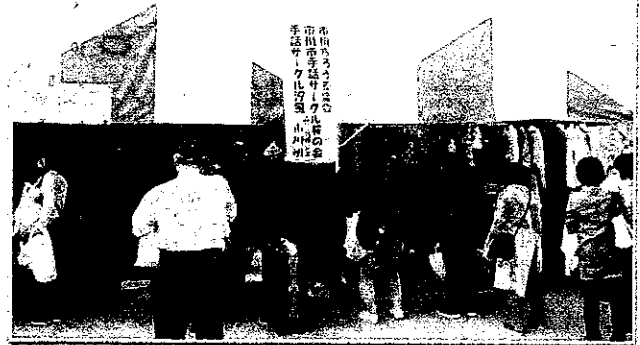
発行：市川市ろう者協会 発行人：浅野史行 編集：広報部
〒272-0023 市川市南八幡2-24-19 (朝香敬子方) 市川市ろう者協会事務局
FAX: 047-711-2265 mail: asahi0485@gmail.com

第43回 いちかわ市民まつり

11月3日(土・祝) 10時~16時、大洲防災公園で「第43回いちかわ市民まつり」が開催され、ろう協・輪の会・汐風・市川班が合同で参加しました。

テント配置は昨年と違って、十数年ぶりに会場のコーナーにあるところで『72番』のテントでした。搬入時間は昨年より少し早い7時15分~7時45分なので、朝7時に集合しテントの中で設営準備をしました。テントは、中で『カンパ・バザー・ゲーム』の3つのグループに分けて行えるように設営しました。開始までの準備時間が3時間足らずでしたが、実行委員や協力者が頑張ったのでスムーズに準備できました。10時にスタートし、『カンパ・バザー・ゲーム』の3つのグループに分けて行いました。カンパはテントのコーナーのところで行いましたが、買物客の邪魔にならないように工夫しながら活動しました。

今回のいちかわ市民まつりでは、昨年同様、グルメや野菜販売やフリーマーケット、様々なゲームや体験、住まいや防災に関するアンケートや無料相談が多くにぎわいました。特にグルメのブー



スでは、学校定番の揚げパン・焼きそば・たこ焼き等、様々な食べ物を買うお客の長い行列が外までみ出し、グルメブースの担当がお客にわかりやすいように「最後の列」という看板を持って立つことが目立った。

おまつり広場に参加した団体は、全部で167団体でした。

実行委員の皆様、バザー品を提供して下さった皆様、当日協力して下さった皆様、本当にありがとうございました。【報告；百瀬由紀子】

☆いちかわ市民まつりの集計

◆カンパ金額	28,386円
◆バザー売上	57,839円
◆ゲーム売上	11,500円
計	97,725円

◎参加人数【45名】

- ・ろう協： 9名・輪の会：20名・汐風：1名
- ・市川班： 3名・受講生：12名



「冬季デフサロンさとみ」のご案内

参加
無料

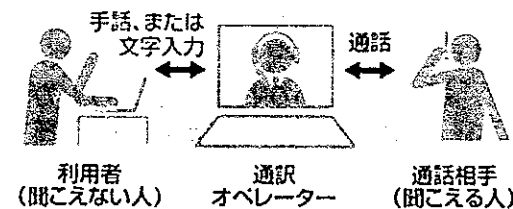
日時 平成31年1月27日(日) 14時~16時半(受付開始13時半~)

場所 市川公民館 3階視聴覚室(市川市市川2-33-2) JR市川駅北口から徒歩3分
※駐車場はありませんので、徒歩、自転車、公共交通機関をご利用ください

内容 講演①
「荒川区・手話通訳のサービスについて」
講師 荒川区聴覚障害者協会副会長&総務部 寺澤泰史氏

講演②
「手話通訳リレーサービスと
千葉聴覚障害者センター」
のよもやま話

電話リレーサービスの仕組み



講師 社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会理事長 植野圭哉氏

デフサロンさとみ参加お申込みは以下のとおりお願いします。

●申込期限：平成31年1月17日(木) (定員に達し次第、締め切ります。)

●申込先・問合せ先

井上雅博 FAX 047-371-2766

メールアドレス olympiays-11ana@softbank.ne.jp

※お名前・所属団体名(市協会、輪の会、汐風、市川班、受講生、その他)を記入の上、
FAX又はメールでお申込みください。

定員
40名



●日時：平成31年1月27日(日) 17時~19時30分

●会場：居酒屋「波波(なみなみ)」市川店

(市川市市川1-8-10 たつみビル2階)
(市川駅北口から徒歩2分、市川公民館から徒歩2分)

●内容：《波波コース》

(2時間30分飲み放題付、旬のお造り3種盛りやサクサク鶏天
含む全8品) ※季節によって変更される場合もあります。

●参加費：①輪の会、汐風、市川班、受講生) 4,000円

②上記以外の方 4,500円

●定員：30名

●申込期限：1月20日(日) 定員に達し次第、締め切ります。

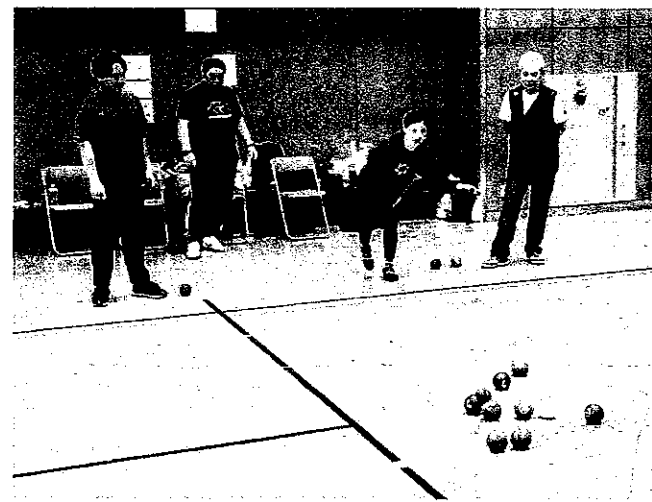
●申込み先・問合せ先：小田茂 FAX 047-374-0074 メールアドレス su3-4ge@nifty.com

※お名前・所属団体名(市協会、輪の会、汐風、市川班、受講生、その他)を記入の上、FAX又はメールで
お申込みください。

※お申込み後、キャンセルされる時は、必ず担当までご連絡下さい。1月20日(日)以降にキャンセルされる
場合、キャンセル料をいただきます。

初実施の「ボッチャ」競技で 市川市から参加の2チームが善戦

~第15回千葉県聴覚障害者団体対抗スポーツ大会~
10月28日(日) ○ 市原市ちはら台コミュニティセンター



に戦略性も高く、一発逆転もあって最後まで目が離せません。トランプの神経衰弱のような感じの種目です。

■今回は県内各支部から36名が参加し、2人1組を1チームとして計18チームがリーグ戦を行いました。

市川市からは市川Iチーム(朝香孝広、朝香敬子)、市川IIチーム(柴田暁史、大下晶)が参加して奮戦しましたが、市川Iは17位、市川IIは13位という結果でした。いずれも最下位はまぬがれましたが、肉体的疲労に加えて精神的にもくたくたになりました。
(報告：大下晶)

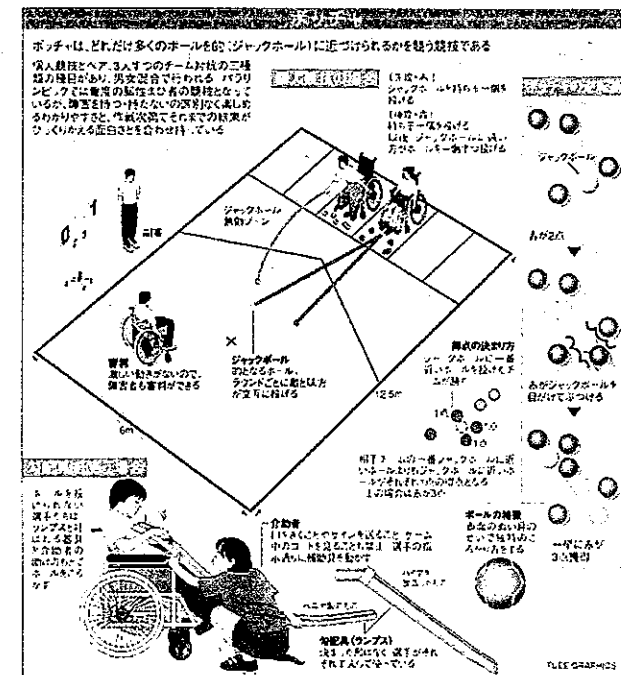
■平成30年10月28日(日)の9時~17時、市原市ちはら台コミュニティセンター体育館で第15回千葉県聴覚障害者団体対抗スポーツ交流会が開催されました。

本大会は昨年度までソフトボール大会として実施していましたが、参加者の高齢化などもあり、誰もが幅広く楽しむことができる競技を検討した結果、今回は競技種目として「ボッチャ」を試みに行うことになったものです。これに伴い、大会名称も「千葉県聴覚障害者団体スポーツ交流会」に変更となりました。

■ボッチャは、重度脳性麻痺者や四肢重度機能障害者のために考案されたスポーツで、ヨーロッパで生まれ、パラリンピック(*)の正式種目になっています。

最初にジャックボールと呼ばれる白いボールを投げ、続いて赤と青の各6個のボールを投げたり、転がしたりして、目標となるジャックボールにいかにも多くのボールを近づけるかを競うものです。

「地上のカーリング」とも呼ばれますが、的となるジャックボールの位置が毎回変わり、また途中で弾いたりして動かすこともできる点が特徴です。将棋やオセロのよう



日本ボッチャ協会のサイトより転載

(*)国際オリンピック委員会(IOC)から、パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピックスが「オリンピック」の名称使用を許可されています。

～2018・秋のデフトラベル～



熱海の温泉等を満喫!!

●日時: 11月10日(土)～11月11日(日) (1泊2日)

●行先: 静岡県熱海温泉

熱海へ行って

●1日目【11月10日(土)】

6:00 JR市川駅に集合

6:15 発の電車に乗り、上野駅で乗換えて上野東京ラインの熱海行(小田原経由)に乗車しました。

8:50 熱海駅到着

健脚の人(3人組)は徒歩で、足に自信のない人(3人組)はタクシーで、それぞれ「お宮の松」へ行きました。

「貫一・お宮の像」を背にして記念撮影をし、東海バスで熱海港へ行き、10:30 発の高速船に乗りましたが、たくさんのカモメは船と餌をくれる人が大好きのように熱海～初島間をどこまでもついてきました。

初島へ着き、島一周をしました。坂道がずっと続いていたので、体力が消耗してしまっ。予定より時間がかかり、観光する予定の「アタミロープウェイ」は見送りしました。



宿舎の「ホテルサンミ倶楽部」にチェックインし、18時30分まで自由時間にして皆は入浴しました。人が多くて芋洗いのようだ。まるで銭湯だな。

(※朝湯に行っても人が多くてゆったりした気分を味わうことが出来なかった。)

18時30分から宴会、20時30分からはしご酒して男性の部屋で交流会開始、仮眠のために1人が抜けて、過労のために途中からまた1人抜けて就寝。残った人たちは午前2時まで呑み続けたそうです。

●2日目【11月11日(日)】

9:00

「ホテルサンミ倶楽部」チェックアウト
起雲閣を観覧した後、熱海の銀座通りを散策し、そこで昼食をとりましたが、フルコースのためか思ったより時間がかかったため、今後のスケジュールを変更。

16:06

熱海駅発の東海道線(快速アクティー)に乗車し、東京駅に到着。そこで解散しました。

(報告: 大下 晶)

「金色夜叉」のさわりの一節

「話が有ればこゝで聞かう」
「こぢや私は可厭よ」
「ええ、何の話が有るものか。さあ、こゝを放さないか」
「私は放さない」
「剛情張ると蹴飛ばすぞ」
「蹴られても可いわ」
貫一は力を極めて振断れば、官は無残に伏転びぬ。



今回の参加者は8名と少人数でしたが、楽しい2日間でした。

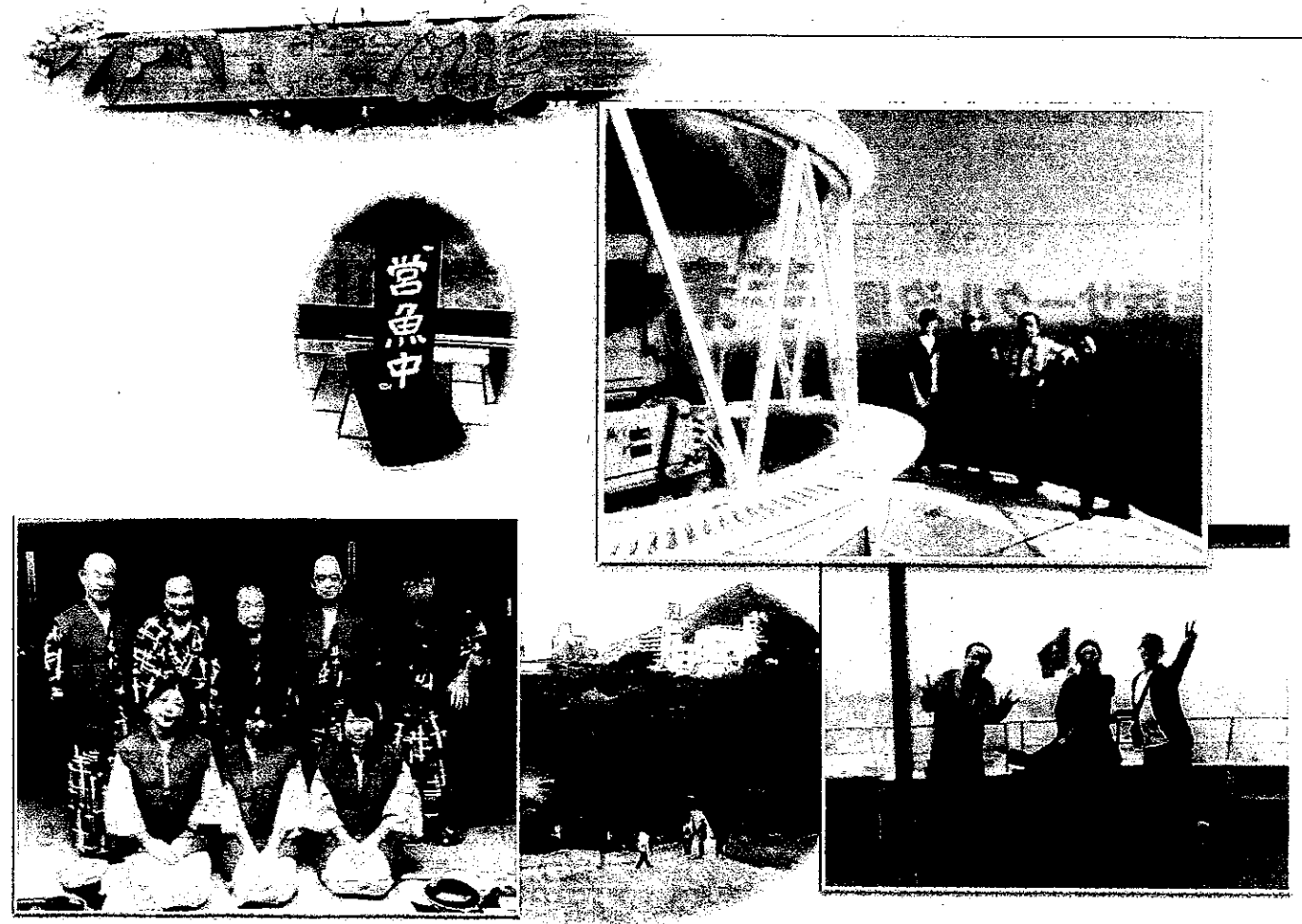
市川を早朝に出発。熱海到着を貫一・お宮像に報告し、フェリーで初島へ向かいました。

初島を1周し、さあ昼食という時に体調を崩し、目の前の海の幸は見ただけでした残念。その後、帰りのフェリーで休んだり、温泉に入ると元気を回復。宴会・二次会と熱海の夜は楽しかったですよ。温泉の力はすごい。疲れをいやすには最高ですね。

2日目は「起雲閣」の見学、熱海銀座を散策し昼食後は自由行動。その後駅に向かいましたが、行けども行けども登り坂。やっとの思いで駅に着きました。食後のいい運動になったのでしょうか？

熱海は近いですし、のんびりするには良い所です。皆さんも行ってみませんか？

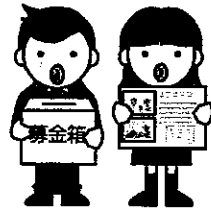
実行委員の皆様、企画から当日までお疲れさまでした。そして、ありがとうございました。(R&O)



平成30年度後援会 11月11日(日)実施 【報告:百瀬由紀子】
「第2回総武ブロック一斉街頭カンパ」報告

～JR京葉線新浦安駅東口周辺で実施～

募金額 **95,728円**



11月11日(日)10時～14時までJR京葉線新浦安駅東口周辺3ヶ所で、総武ブロック一斉街頭カンパを行いました。

当日は、総武ブロックの各市から66名が集まり、【船橋市・市川市】グループはレストラン街マクドナルド店前通路、【八千代市・習志野市】グループは東口広場、【浦安市・鎌ヶ谷市】グループはイオン側前通路にそれぞれ分かれて、カンパ活動を行いました。しかし、こちら市川市と船橋市は参加人数が多い為、浦安市の方に聞いて確認した上、空いている広場へ分散し工夫しながら、活動しました。当日では、新浦安駅東口広場の真ん中(緑地のあるところ)にイベントがあり、にぎやかだった。多くの買い物客が募金に応じてくださいました。特に、チラシだけでなくろう者の手話を見てから募金してくれる人が多かった。又は、外国人も募金に応じてくださいました。

今回の受講生は1名なので、ろう者3名(浦安市2名、船橋市1名)と12時から1時間に交流しました。

秋晴れの中、一日中、カンパ活動に協力してくださいました皆様、本当にありがとうございました。

集計結果は次の通りです；

◆募金額 95,728円

◆参加人数 延べ66名

うち市川市10名

(当会：1名 輪の会：6名 夕風：3名)

◆次回の3回目のカンパ活動予定
【八千代市】

日時：平成31年2月2日(土)10時～14時

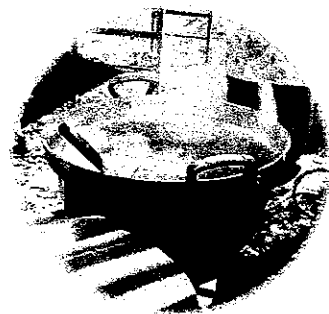
場所：京成線八千代台駅
東葉高速線八千代緑が丘駅

手話サークル夕風 芋煮会に参加しました

11月23日(祝)行徳中央公園にて



参加者は30人位でした!!



マイ箸・お椀・コップ持参とのことなので、家にあるものを持参したら、大きなお椀を持っていた方もいました。朝早くから下ごしらえ・準備などして下さり、美味しくいただきました。お天気も良く温かい芋汁に身体もぽかぽか陽気でした。

ピア・カウンセリング市川(12月～3月)

※障害者支援課は市役所仮本庁舎の2階で業務を行っています。

30年度も市役所 障害者支援課 で実施します！

「ピアカウンセリング」とは、同じ障害を持った人が仲間(ピア)として相談を受け、自らの経験をもとにアドバイスしたり、一緒に考えたりします。

日時：月2回、第2火曜日・第4火曜日 午前10時～12時(場所：市役所仮本庁舎 2階)

平成30年 12月11日、12月25日、

平成31年 1月8日、1月22日、2月12日、2月26日、3月12日、3月26日

カウンセラー：植野 都

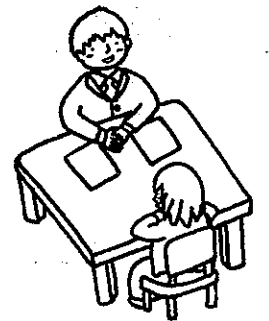
※ご希望の方は、事前にご予約くださるようお願いいたします。

予約連絡先：障害者支援課(平成29年5月8日からFAX番号が変わりました)

FAX 047-712-8727 (☎047-334-1111)

相談内容：教育(親子)、人間関係、職業、健康、介護、医療、結婚、離婚、出産、子育て、コミュニケーション等、気になること、悩んでいることなどをお気軽にご相談下さい。

相談内容の秘密は絶対に守りますので、安心して一緒にお茶でも飲みながら、お話しませんか。



【市川市からのお知らせ】

手話通訳の派遣を依頼するときは、障害者支援課へ

市川市の「手話通訳者派遣事業」は、市役所「障害者支援課」で行っています。

手話通訳の派遣を依頼するときは、障害者支援課にご連絡ください。

連絡先 FAX: 047(712)8727 (平成29年5月8日から変わりました)

電話: 047(334)1111

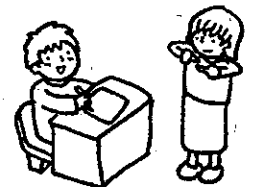
受付時間 月曜日～金曜日 午前8時40分～午後5時00分

(土・日・祝祭日・年末年始はお休みとなります)

申請方法 FAX・窓口での申請をお願いいたします。

派遣時間 午前8時～午後10時まで

費用 無 料



不明な点がございましたら、市川市役所障害者支援課までご連絡をお願いいたします。

■連絡先 市川市役所 障害者支援課

(平成29年5月8日から変わりました)

FAX: 047(712)8727 障害者支援課直通

電話: 047(334)1111 市川市役所(電話番号は変更ありません)

担当(手話通訳者:北島・奥山・松岡)まで

会員募集中!

ぜひ

平成29年度は 63名 (目標65名) でした。

30年度会員数 **62名** (12月1日現在)

市川市ろう者協会にご入会ください!

会費のご説明

30年度もぜひ会員継続をお願いいたします。

- ◆市川市ろう者協会の会費：単独会費2,000円、夫婦会費3,000円
- ◆(社福)千葉県聴覚障害者協会の会費：1名につき15,000円<減免制度あり。下記参照>
- ◆会費は市会費・県会費の一括納入をお願いしています。30年度もぜひ一括納入にご協力ください。
<市川市ろう者協会のみ入会の場合の会費は5,000円です。(市外のろう者のみに適用)>
- ◆千葉県協会体育部会員(全国ろうあ者体育大会、関東ろう者体育大会に参加希望の方)の会費は、必ず市川市ろう者協会を經由して納入することになっています。ご協力ください。

<減免制度適用後の会費(実際の納入額、1年分)>

(社福)千葉県聴覚障害者協会会費	15,000円/1名				
一人または一組の県協会会費 <実際の納入額>	減免額 高齢者:2,000円/1名 夫婦:2,000円/1組(夫婦の場合1名につき1,000円減額)				
	会員	高齢者	夫婦	夫婦の一方のみ高齢者	夫婦ともに高齢者
	15,000円	13,000円	28,000円	27,000円	26,000円
市川市ろう者協会	2,000円	2,000円	3,000円	3,000円	3,000円
合計の納入額	17,000円	15,000円	31,000円	30,000円	29,000円

※県協会会費(1名分)には、下記の登録料が含まれています:

全日本ろうあ連盟登録料: 2,500円 関東ろう連盟登録料: 500円

■会費お払い込みの方法(3通りあります。)

①郵便局備え付けの振替用紙をご使用の場合

口座加入者名: 市川市ろう者協会

口座番号: 00140-9-151023

②他金融機関(銀行など)からのお振り込みの場合

振込用口座番号: 〇一九(ゼロイチギョウ)店(019) 当座 0151023

※①②をご利用の場合、申し訳ありませんが、手数料をご負担くださるよう、お願いします。

③当協会理事に会費を直接お預けになる場合、まずは下記宛にお問い合わせください。

市川市ろう者協会 会計部 会費等集金担当 立本和子 FAX 047-396-4727



市川市ろう者協会 月例理事会; 開催日: 毎月第1金曜 19時~21時
会 場: 市川公民館 第1会議室

傍聴大歓迎!

当協会に関するお問い合わせは、下記宛にお願いします:

市川市ろう者協会事務局(朝香敬子)

FAX: 047-711-2265

mail: asahi0485@gmail.com

市川市ろう者協会会報 さとみ第131号

平成30年12月8日発行

発行人 浅野史行 編集人 広報部

発行 市川ろう者協会

信州大学医学部子どもこころの発達医学教室教授

本田 秀夫氏 講演会



2019. 4. 13 (土) 14:00~16:30 (受付 13:30~)

開催会場 市川市男女共同参画センター 7F 研修ホール

〒272-0034 千葉県市川市市川 1-24-2 (市川市西消防署との複合施設です。)

プログラム

14:00~14:15

発達障害の子どもたちの気持ちを知ろう 市川手をつなぐ親の会 キャラバン隊『空』

14:15~16:30

自閉症スペクトラムの理解と支援~それぞれのライフスタイルに応じた支援~

信州大学医学部子どもこころの発達医学教室教授 本田 秀夫 氏

参加費 無料

懇親会 (希望者のみ) 参加費4,000円 (事前の申し込みが必要です。懇親会の会費は当日徴収)

申込み締切 2019. 3. 30

問い合わせ申し込み先 市川市自閉症協会 平野 緑

Tel 090-3817-5278 アドレス mdr552001@yahoo.co.jp

Fax 047-371-6996 (Faxの方は下記に記入し切り取らずに送信してください)

講師紹介

本田秀夫先生は発達障害の早期発見、早期介入から成人期の支援まで、あらゆるライフステージにわたる臨床経験をもつ発達障害の専門家です。現在は、大学を拠点として児童青年精神科医の育成と臨床研究体制の整備に取り組んでいます。1988年に東京大学医学部を卒業後、東京大学医学部付属病院、国立精神・神経センター武蔵病院に勤務し、1991年横浜市総合リハビリテーションセンター発達精神科、2009年横浜市総合リハビリテーションセンター発達支援部担当部長兼横浜市西部地域療育センター長、2011年山梨県立こころの発達総合支援センター所長、2014年信州大学医学部附属病院子どもこころ診療部診療教授、2018年信州大学医学部子どもこころの発達医学教室教授になりました。

著書に自閉症スペクトラム~10人に1人が抱える「生きづらさ」の正体 (SB新書) 自閉スペクトラム症の理解と支援 (星和書店) ひとりひとりの個性を大事にするにじいろ子育て (健康ライブラリー) 他多数

主催 市川市自閉症協会

後援 市川市、市川市教育委員会、市川市社会福祉協議会、千葉県自閉症協会

社会福祉法人いちばん星、社会福祉法人一路会、市川手をつなぐ親の会

千葉県発達障害児・者親の会「コスモ」市川グループ、にじの会 (発達に遅れのある子の保育療育支援)

4月13日(土)講演会申し込みます(懇親会出席の方は出に丸を付けてください)

氏名 _____ 連絡先 _____ 所属 _____ 懇親会 出 欠 _____

平成29年度・相談支援事業所実態調査（報告）

○主旨

当会会員の相談支援事業所の事業実態を調査して、今後の i s - n e t 活動の基礎資料とする。

○調査実施概要

実施対象： i s - n e t 正会員で平成28年度の事業実績を有する事業所
 実施方法：調査用紙の配布及び回収（メール及びファックスによる配布と回収）
 実施期間：平成29年12月21日配布、平成30年3月31日回収締め切り。
 調査回答：調査対象事業所数 25事業所
 回答回収数 12事業所（無効回答なし）

○調査結果（㊟設問間の回答の誤差がある場合有り）

①事業所を運営している法人種別（法人数）

公立	社福法人	NPO	一般社団法人	株式会社等
0	6	5	1	0

②法人が運営している事業内容（特定相談支援及び障害児相談支援を除く。市外実施を含む）（法人数）

居宅介護	重度訪問	同行援護	行動援護	生活介護	短期入所	生活訓練	就労移行
5	3	2	1	5	5	4	3
就労継B	地活セI	地活セII	地活セIII	日中一時	移動支援	児童発達	放課後デ
7	1	2	5	3	2	3	4
保育訪問	障害児入	共同生活援助	施設入所	一般相談	生活サポートセ	中核支援センター	就労・生活セ
1	2	8	2	2	1	1	1
生活困窮自立支援	基幹相談センター	レスパイト事業	県療育等支援事業	訪問介護	介護林・村ビル	パソコン教室	おもちゃ図書館
1	1	2	2	1	1	1	1
多目的宿泊施設	精神障害者地域移行支援事業						
1	1						

0～5事業	6～10事業	10事業以上
5	4	3

最小値：2事業
 最大値：19事業

→運営法人の規模は様々だが、各法人ともに複数の事業運営をしながら計画相談支援事業を実施していることが分かる。

③当該事業所の委託事業又は指定管理事業の有無（事業所数）

なし	ある
5	7
事業の内容	千葉県精神障害者地域以降事業、地域相談支援事業、GH塔支援ワーカ ー、基幹相談支援センター、一般相談支援事業、生活介護（？）

→計画相談支援事業と並行して、委託事業又は指定管理事業等の直接的間接的な収入のある事業を実施している事業所が一定数あることが分かる。

④当該事業所の当該事業以外の事業実施の有無（事業数）

なし	ある
9	3
事業の内容	一般相談支援事業、ハートオン相談室、生活介護、日中一時支援事業

→計画相談支援事業所単体で見ると、単独事業所として運営されているところが多いことが分かる。

⑤当該事業所の人員配置の状況

- ・正規職員（事業所数。合計は人数）

0名	1名	2名	3名	4名	5名	6名	7名	19名	合計
2	3	2	1	1	1	0	1	1	45

内、専従職員

0名	1名	2名	合計
8	3	1	5

内、兼務職員

0名	1名	2名	4名	5名	7名	19名	合計
4	3	1	1	1	1	1	40

- ・非正規職員（事業所数。合計は人数）

0名	1名	3名	不明	合計
6	1	2	3	7

内、専従職員

1名	合計
1	1

内、兼務職員

3名	合計
2	6

内、フルタイム勤務

1名	3名	不明	合計
1	1	1	4

内、パートタイム勤務

0名	2名	不明	合計
1	1	1	2

→各事業所ともに正規職員は配置されているが、実人数や専従職員は少ない傾向がある（兼務職員が多い）。一方で、非正規職員が一定数配置されているが、その比率は高くない傾向がある。

- ・管理者（事業所数）

正規職	非正規	不明	専従職	兼務職	不明
9	1	2	2	9	1

- ・相談支援担当職員（事業所数。合計は人数）

1名	2名	3名	7名	8名	19名	合計
4	3	2	1	1	1	50

内、初任者研修又は現任者研修修了者

1名	2名	3名	7名	8名	19名	合計
4	3	2	1	1	1	50

内、正規職員

0名	1名	2名	3名	5名	7名	19名	不明	合計
1	2	3	1	1	1	1	2	42

内、非正規職員

0名	3名	不明	合計
8	2	2	6

→殆どの事業所で正規職員が相談支援専門員として従事しているが、何らかの業務を兼務しながら従事していることが分かる。また、実務に従事している相談支援専門員全員が相談支援従事者研修を修了していることから、「補助員」の制度は活用されていないことが分かる。

- ・ 現任研修修了者（事業所数。合計は人数）

0名	1名	2名	3名	12名	合計
2	3	3	3	1	30

内、正規職員

0名	1名	2名	3名	不明	合計
4	1	3	3	1	16

内、非正規職員

0名	1名	不明	合計
9	2	1	2

→ 相談支援専門員として5年以上従事している正規職員の比率が比較的大きいことが分かる。

- ・ 有資格者（事業所数）

いる	いない
11	1

内、資格の種類と人数（重複あり）（人数）

社会福祉士	精神保健福祉士	介護系有資格者	その他
12	11	17	2

→ 各事業所に国家資格又はそれに準ずる資格を有した方が配置されていて、それぞれ計画相談支援業務に従事していることが分かる。

⑦ 事業所の開設（営業）状況について

- ・ 開設（営業）日（事業所数）

月～金	月～土	火～土
9	2	1

- ・ 年間の定休日（事業所数）

祝日	夏季期間	年末年始
12	2	12

- ・ 開設（営業）時間（事業所数）

8:30～17:00	8:30～17:30	9:00～17:00	9:00～18:00	9:30～17:30
1	1	6	2	1
10:00～18:00				
1				

→ 事業所の開設（営業）状況に大きな違いは見られなかったが、夏季（お盆）の時期に休業している事業所は少なかった。一方で、日曜日や祝日に開設している事業所が少ないことが推測される（本調査ではゼロ）。

⑧ 従業員の勤務形態について

- ・ 通常の勤務時間（事業所数）

8:30～17:00	8:30～17:15	8:30～17:30	9:00～17:00	9:30～18:00
1	1	2	4	3
不明				
1				

- ・ 通常の公休日（事業所数）

土・日・祝日	日・月	土・日	日・祝日	不明
7	1	2	1	1

→ 各事業所の従業員の勤務形態に大きな違いは見られなかった。

◎平成28年度の事業実績について（「+α」は未回答があるため）

・利用契約者数（事業所数）

0～10名	11～30名	31～50名	51～100名	100名以上
1	1	3	3	3
不明	最小値：1名 最大値：1228名			
1	合計数：1828名+α			

→特定の法人や事業所によって、地域における計画相談支援の量的な提供整備が維持されている可能性がある。

・新規利用者数（事業数）

なし	1～10名	11～30名	31名以上	不明
1	2	7	0	2

最小値：0名 最大値：24名 合計数：122名+α

・契約解約者数（事業所数）

なし	1～5名	5名以上	不明
5	3	1	3

最小値：0名 最大値：10名 合計数：14名+α

・契約終了者数（事業所数）

なし	1～10名	11名以上	不明
2	6	2	2

最小値：0名 最大値：14名 合計数：41名+α

→新規利用者総数が、契約解約者数と契約終了者数の総数より67名+α多いことから、地域全体での利用者総数は微増していたことが推測される。

・当該事業所利用者の年齢（平成29年3月31日現在の満年齢）（人数）

乳幼児（未就学）	小学生	中学生	高校生	19～30歳
25	15	6	2	158
31～40歳	41～50歳	51～64歳	65歳以上	計
162	179	177	30	754

→障害児については低年齢になるほど利用者数が多くなっていて、平成24年度の障害児相談支援の創設が利用のきっかけになっていることが推測される。障害者については各世代まんべんなく利用者が存在しているが、やや中高年代の方の利用者が多いことが分かる。

・利用者の主たる障害種別（重複回答なし）（人数）

知的障害	精神障害	身体障害	発達障害	高次脳機能障害
373	286	53	36	6
分類不能・不明	計			
2	756			

→知的障害のある方373名の内、市内の知的障害関係の2法人（内、1法人は障害者入所施設を運営）で200名以上を担当していて、実質的には精神障害のある方の利用が多いであろうことが推測される。

発達障害のある方については、知的障害や精神障害のある方として支援を提供されている可能性が推測される。一方で、主たる障害が身体障害とされる方は、相対的に少ないことが分かる。

・利用者の障害者手帳の所持状況（人数）

ある	ない
666	53

判定内容（等級）（㊟重複所持者有り）

療育手帳	B-2	B-1	A-2	A-1	㊟	㊟-2	㊟-1	不明
368	155	52	76	26	58	1		

身障手帳	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	不明
70	1	1	2	12	7	16	30	1

精神手帳	3級	2級	1級	不明
295	18	185	50	42

→障害者手帳の所持者の割合が多く、療育手帳B判定（中軽度相当）と精神保健手帳所持者が多いことが分かる。身体障害者手帳所持者が多種の手帳所持者よりも相対的には少ないことが分かる。

- 年間延べ請求件数（事業所数）
サービス利用支援費（計画作成費）①

0～10件	11～50件	51～100件	101～200件	201件以上
2	4	4	2	0

最小値：1件 最大値：118件

- 継続サービス利用支援費（モニタリング費）②

0～10	11～50	51～100	101～200	201～300
2	0	0	5	1
301～400	401～500	501以上	最小値：1件	
1	0	3	最大値：769件	

- ①と②の請求総数

0～10	11～50	51～100	101～200	201～300
2	0	0	2	3
301～400	401～500	501～600	601～700	701～800
2	0	1	1	0
801～900	1000以上	最小値：3件		
1	0	最大値：887件		

→サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費による事業収入の規模が、比較的小さい事業所が多いことが分かる。

- 特定事業所加算の有無（事業所数）

有り	無し
2	10

→計画相談支援事業単体の事業所として見ると、実質1～2名の職員で運営されている小規模な事業所や、給付費収入だけで運営されている事業所が多いことが推測される。

- 利用計画書に記載されているサービス提供時者の傾向について（事業所数）

自法人が多い	自法人がやや多い	他法人が多い	他法人がやや多い	半分ずつ程度
3	2	3	1	2
不明				
1				

→はっきりした傾向は見られなかったが、規模の大きい法人が自法人の多数の利用者を優先して応諾していると推測される回答内容が見られた。

- ⑩標準的な支援の提供方法について

- 利用相談の受け付け（事業所数）

来所してもらう	訪問している	特に決めていない
2	6	4

・契約手続きの実施（事業所数）

来所してもらう	訪問している	特に決めていない	不明
1	7	3	1

・初回面接の実施（事業所数）

来所してもらう	訪問している	特に決めていない
1	8	3

・利用計画書の提示と説明（事業所数）

来所してもらう	訪問している	特に決めていない
1	7	4

・利用者へのモニタリング（事業所数）

来所してもらう	訪問している	特に決めていない
1	8	3

・事業所へのモニタリング（事業所数）

来所してもらう	訪問している	特に決めていない	不明
1	9	1	1

・サービス担当者会議の実施（事業所数）

必ず実施している	出来るだけ実施している	殆ど出来ていない
3	6	3

実施出来ていない理由（自由記述）：

利用先事業所が離れていたため時間調整が難しかった。

法人内入所施設利用者が殆どなので、入所施設職員が実施する担当者会議が代行してしまう。

単一のサービス利用の場合は、モニタリング時にあわせて実施してしまう。

無理に集まる程のテーマがなかった。

→利用者の障害特性に応じた実施方法が採用されている様子があるが、概ね標準的な手法で実施されていることが分かる。サービス担当者会議については、事業所又は相談支援専門員の実務上の都合で簡素化または省略される場合があることが分かる。

・利用に至った経緯について（件数）

本人の問い合わせ	家族の問い合わせ	行政機関からの問い合わせ	福祉事業所からの問い合わせ
18	41	106	333

④えくる、がじゅまる、計画相談支援事業は、「福祉事業所」に含む。

その他：学校、病院、精神保健研究所、千葉リハビリテーションセンター、在宅支援センター、市川ガンバの会、司法書士、運営法人内の紹介等。

法人内入所施設利用者をほぼ全員担当している。

法人内事業所からの紹介。

→ご本人や家族等の当事者からの相談案件より、行政や福祉等の関係機関からの紹介案件の方が多いたことが分かる。

・支援が困難だと感じているケースについて

困難さを感じているケースの有無（事業所数）

ある	ない
10	2

困難さを感じているケース数（件数）

1～10	11～20	21～30	31以上	不明
6	1	1	1	1

最小値：2件 最大値：95件

困難さを感じている理由や原因等（自由記述）：

（ご本人の要因）

内科疾患による日常生活上の困難さ。

ADHDによる外出頻繁や、鬱状態による連絡困難により、連絡が取りにくい。

アルコール依存で話が出来ない。

精神疾患による病状の変化。

精神障害で病状が思わしくないが、ご本人が服薬調整を拒否するため病状が改善しない。
 電話による連絡や相談が頻回なケース。
 ご本人の希望が頻回に変わってしまうサービスの調整が難しい。
 ご本人への聞き取りが難しいケース。
 モニタリング月に訪問が実施出来ないケース。

(家族・介護者の要因)

家族関係が複雑、家族の障害や疾病がある場合。
 家族関係が悪化して警察沙汰や緊急連絡が頻繁。
 ご本人の治療や支援について保護者が過度な干渉や拒否をする。
 ご本人と家族のニーズが異なる。
 介護者の無理解。
 高齢家族の調整。
 保護者がご本人に負担となる過剰なサービス利用を希望するケース。

(事業所側の要因)

事業所が対応している主たる障害以外の障害や支援サービスに関する知識不足。
 市川市に住民票がある方だが、遠方の入所施設を利用しているため面談実施等が難しい。
 依存症の方に依存されてしまう。
 老障介護世帯の支援。
 頻回な長時間の電話相談。
 重篤な精神病態への対応。
 ご本人が自発的に活動されるのは良いのだが、ご本人との連絡や連携がしにくくなっているケース。
 福祉分野以外の関係機関が連携に対して否定的だったり拒否をするケース。

(サービス等の福祉資源の要因)

入所施設を希望している。
 GHを希望しているが入居先が見つからない。
 既存の障害福祉サービスに繋がりにくいケース。
 行動障害と糖尿病あり、適切な利用先が見つからない(受け入れてもらえない)。
 身体障害者が利用出来るサービス資源が少ない。
 事業所から利用中止を求められたケース。
 親亡き後の支援。
 精神疾患を理由に内科診療を受けられずサービス利用に支障をきたしたケース。
 金銭管理を事業所が行わざるをえないケース。

(制度施策上の要因)

モニタリング月以外の時に、訪問や同行等の支援が頻回に必要なケース。
 障害福祉サービスと介護保険の「狭間」にあるケース。

→計画相談支援における困難事例については、ご本人の通常的な状態の良し悪しよりも、状態の変化に伴う対応の困難さによって生じていることが推測される。

- 通常サービス担当者会議等の実施以外で、他の関係機関や事業所と連携したケースについて(事業所数)

連携したケース件数

ある				ない
1～10ケース	11～20ケース	21ケース以上	不明	
4	0	1	2	4
不明	最小値：4ケース			
1	最大値：39ケース			

連携した回数(年間延べ数)

1～10回	11～20回	21～30回	31回以上	不明
2	2	1	1	2

最小値：4件 最大値：240件

連携した理由や内容(自由記述)：

通常的に必要に応じて関係機関との連携を行うようにしている。
 会議を開く程ではないケースについて電話のやりとりで行った。
 ご本人と利用先事業所の間でトラブルがあったため。
 ご本人が相談支援を拒否してしまった。

83歳で重篤な精神病態があるが介護保険サービスに該当しないケース。
 地域移行までの間、基幹相談支援センターに伴走してもらうため。
 介護保険からの移行したケース。
 他市町村からの転入ケース。
 ご本人の体調不良により利用先事業所との連携が必要になった。
 通所を欠席した際の連携。
 親の支援担当者との調整や会議への出席。

→ 総じて頻回、多数には実施されていないが、ケースの必要性に応じて連携を目的とした会議等が随時実施されていることが分かる。

・ 従業員対象の会議等の実施について（職員会議、等）（事業所数）

実施している	実施していない
7	5

実施している会議の内容（自由記述）：

- （運営会議的なもの）
 - 事業所の運営について。
 - 事業実績の報告。
 - 職員会議（法人単位及び事業所単位）。
 - ケースの依頼や応諾状況の確認
 - 事業運営や業務スケジュールの確認。
 - 研修や会議等の内容報告。
 - 担当者が参加している協議会等の情報共有。
 - 研修の参加状況や内容の報告。
- （ケース会議的なもの）
 - 担当ケースの留意点の共有。
 - ケースに関する近況報告や困難事例の検討。
 - スーパーバイスの実施。
- （その他）
 - 制度やサービスに関する情報共有。
 - 地域課題の検討。

→ 会議の内容は様々であるが、従業員が一同に会して話し合う場がある事業所がある一方で、会議を実施していない事業所が一定数あった。
 尚、「職員会議」については、運営・労務・人事等様々な主旨の会議等が設置されていると思われるが、本調査においては詳細不明。

・ 人材育成への取り組みの実施について（事業所数）

実施している	実施していない
7	5

人材育成の計画の立案と作成について。

実施している	実施していない
5	7

人材育成に関する責任者について。

配置している		配置していない
管理者	その他	
2	3	7

各事業所の人材育成への取り組み（自由記述）：

- （OJT）
 - プリセプター制度の導入
 - 実務日誌の作成
 - 事例検討（個別スーパービジョンの実施）
- （OFF-JT）

研修会の実施（制度、支援方法、精神科薬、虐待防止、権利擁護、高次脳機能障害等について外部講師を招聘）
 精神科医やピアスタッフとの勉強会。
 成年後見制度に関する勉強会。
 虐待防止・権利擁護に関する勉強会。
 施策や制度に関する勉強会。
 事例検討（GSV方式）
 法人全体で相談支援に関する研修を実施している。
 千葉県が実施する研修会等への計画的派遣。
 相談員研修に参加して貰う。
 外部の研修会等への職員派遣。
 外部のeラーニングの導入。
 （その他）
 相談支援専門員以外の職員への相談支援事業に関する啓発普及。
 研修計画の作成。
 階層別研修の実施。
 業界団体等の活動への参加
 職員研修旅行の実施。
 自己研修や資格取得に対する支援制度（費用の助成）。
 人事考課制度の導入。

人材育成への取り組みをしていない（出来ない）理由（自由記述）：

人がいない。余裕がない。

職員が様々な業務を兼務しているので、その他の業務の遂行が優先されてしまう。

→人材育成の取り組みについては、実施の有無が概ね半数ずつに分かれた。実施している法人・事業所においては、OFF-JTを中心とした取り組みがなされている様子が分かる。一方で、日常業務に忙殺されてしまう等により、人材育成に取り組みにくい法人・事業所があるようだ。

⑪相談支援専門員の実務について（各事業所に終える平均的な手段と内容）

- 相談受け付け等に必要面接回数（事業所数）

1回	不明
10	2

所要時間

～30分	31～60分	61～90分	91分以上
1	8	1	0
不明			
2			

→各事業所ともに、初回の来談時に概ね60分前後を要して、利用受付に関する面談を実施している。

- 利用契約手続きに必要な面接等回数（事業所数）

1回	不明
11	1

所要時間

～30分	31～60分	61～90分	91分以上
5	5	1	0
不明	最小値：30分		
1	最大値：90分		

→各事業所ともに、概ね30～60分程度を要して、利用契約に関する手続き等を実施していることが分かる。

- インテーク面接（初回面接又は受理面接）に必要な面接等回数（事業所数）

1回	2回	不明
8	1	3

所要時間

～30分	31～60分	61～90分	91分以上
2	6	1	1
不明	最小値：10分		
2	最大値：120分		

→ インテーク面接について、概ね60分前後要している事業所が多いが、複数回に分けて実施したり、2時間程度かけて実施している事業所があることが分かる。

- 利用計画の提示と説明に必要な面接等回数（事業所数）

1回	2回	不明
10	1	1

所要時間

～30分	31～60分	61～90分	91分以上
10	2	0	0
最小値：10分 最大値：60分			

→ 作成した利用計画書の提示と説明について、概ね30分程度を要して実施している事業所が多いことが分かる。

- 利用者へのモニタリングについて（主な面談方法）（事業所数）

面接	電話	その他
10	1	1

面接回数

1回	2回	不明
10	1	1

所要時間

～30分	31～60分	61～90分	91分以上
3	9	0	0
最小値：15分 最大値：60分			

→ 面談形式で概ね30～60分程度を要して実施している事業所が多いことが分かる。

- 事業所へのモニタリングについて（主な面談方法）（事業所数）

面接	電話	面談又は電話	その他
6	2	2	2

面接回数

1回	不明
10	1

所要時間

～30分	31～60分	61～90分	91分以上
6	4	0	0
不明	最小値：5分		
2	最大値：60分		

→ 面談形式で概ね30～60分程度を要して実施している事業所が多いことが分かる。

- 基本相談の実施方法について（事業所数）

モニタリング以外の相談機会の有無

ある	ない
10	2

実施方法

主に面接	主に電話	その他
5	6	1

所要時間

～30分	31～60分	61～90分	91分以上
5	4	0	0
不明	最小値：15分		
3	最大値：60分		

相談等の主な内容（自由記述）：

- ご本人の体調や病気、障害について。
- 家族や友人、職場、通所先の間人間関係について。
- 入退院の相談。
- 日常生活や病気のこと。
- 困り事。
- 身体の不調。体調不良。
- 精神的な不安や寂しさ。
- 人間関係の不安。
- 通所や通勤への不安。
- 就職活動について。
- 家庭内のトラブル。
- 親亡き後の介護の不安。
- 様々な手続きに関する相談。
- 計画相談やサービスの利用について。
- 通所先への不満。
- 事業所とのトラブル。
- ヘルパーに対する相談。
- 各種の手続きについて。

→多くの事業所で、モニタリング時以外の時期に、利用者からの様々な相談に応じていることが分かる。相談内容は多岐に渡るようだが、（今回の実態調査においては）サービス利用に関する相談はあるものの、ご本人の個人的な生活上の不安や悩み事等に関する相談が少なくないようである。

・アセスメントの実施方法について

どのように実施しているのか（自由記述）：

- ご本人、家族、関係者からの聞き取りや情報提供。
- 訪問による面接。
- 家族や知人、関係の無い人との関わり方。
- 家庭や家庭外での生活の様子から。
- 電話連絡や応接時の支援者に対する様子から。
- 通院や外出に同行した際の様子から。
- 通院同行して主治医から話を聞く。
- MSWから話を聞く。
- 認定調査に同席する。
- 法人内事業所の利用者については利用先事業所で面談をする。
- 利用先事業所等へ相談員が訪問して支援者と面談する。
- 入所施設の入所前面談を兼ねて実施する。
- 電話での対応。
- 訪問をしない面談の実施。

どのような情報を利用、活用しているのか（自由記述）：

- ご本人の言動。
- 本人、家族、知人からの情報提供。
- 関係機関（医療、福祉、行政等）からの情報提供。
- 医師、MSW、訪問看護師からの情報提供。
- 認定調査に同席する。
- 障害者手帳、受給者証、個別支援計画の確認。
- ご本人の生活の様子。
- 履歴書。

→ご本人や家族、知人からの聞き取りや、関係機関からの情報提供に基づいてアセスメントが実施されていることが分かる。一部の事業所では、ご本人の希望や特性に応じた方法で対応していることが分かる。

- アセスメントにかかる所要時間について（初回面接からアセスメントに関する帳票類作成終了までの実務合計時間（所要時間）（事業所数））

～30分	31～60分	61～90分	91～120分
0	1	2	3
120分以上	最小値：60分		
6	最大値：300分		

各事業所独自の取り組み等（自由記述）：

法人で実施している事業を活用。様々な対応や支援を実施しながら状態把握ができるようにしている。

千葉県書式に加えて事業所独自のアセスメント票を作成して活用している。

母子健康手帳や関係機関での支援記録の閲覧やコピーをお願いしている。

アセスメント・ソフトを利用している。

→相談受付以降のアセスメント業務（帳票類作成を含む）について、事業所によってかかる所要時間には違いがあった。各事業所ともに、概ね標準的な手続きが実施されていることが分かるが、事業所によってはより丁寧なアセスメント業務が実施されていることが推測される。

アセスメント・ソフトを導入している事業所があった。

- サービス担当者会議（関係者会議、連携会議等）の実施内容について（事業所数）

初回計画作成時の会議開催の有無

実施している	実施していない	状況に応じて	不明
5	0	6	1

受給者証更新時の会議開催の有無

実施している	実施していない	状況に応じて	不明
2	1	8	1

上記以外の開催機会の有無

ある	ない	不明
1	2	0

実施する場合の理由（自由記述）：

退院後の支援方針の確認等。

サービス等の変更や終了時。

1利用者あたりの実施回数

1回	2回	3回以上	不明
5	3	0	4

一回の会議の所要時間

～30分	31～60分	61～90分	91分以上
1	9	1	0
不明	最小値：30分		
1	最大値：90分		

→サービス担当者会議について、必ず実施している事業所と、状況に応じて実施している事業所に回答が分かれた。一方で、各事業所ともに、ケースの状態の変化等が生じた場合には、随時サービス担当者会議を招集していることが分かる。

サービス担当者会議の所要時間は、概ね一時間程度が標準的な実施時間となっていることが分かる。

- 1 ケースあたりの帳票類の作成時間について（事業所数）

相談受付票

～30分	31～60分	61～90分	91分以上
8	4	0	0

最小値：10分 最大値：60分

一次アセスメント票（訪問票）

～30分	31～60分	61～90分	91分以上
1	7	2	2

最小値：30分 最大値：120分

利用計画書（I・II）

～30分	31～60分	61～90分	91分以上
5	6	0	1

最小値：30分 最大値：120分

面接等の記録

0分（作成しない）	0～30分	31～60分	61分以上
2	10	0	0

最小値：15分 最大値：30分

→帳票類の作成にかかる所要時間について、一部に短時間で作成している事業所があったが、総じて事業所間の大きな違いはないことが分かる。

- 利用者及び事業所等への訪問時の移動方法について（事業所数）

主たる移動手段（重複回答あり）

公用車			
自動車	バイク	自転車	不明
1	0	4	6
公共交通機関	その他（事業所内に利用者がいて移動不要）		
2	1		

移動にかかる経費の扱い

公費			費用なし
前払い	立替払い	不明	
0	8	1	2
その他（必要に応じて利用者負担）			
1			

→回答がない事業所があったが、自動車以外を移動手段として利用している事業所が多いことが分かる。

- 請求事務の取扱について（主な事務取扱担当者）（重複回答あり）（事業所数）

主な事務取扱担当者（重複回答あり）

事務担当者	相談支援専門員	管理者	その他
3	3	3	6

その他：法人本部にて事務取り扱い

相談支援員が兼務している場合の請求事務にかかる所要時間（月あたり）

取り扱い件数

1～10	11～20	21～30	30以上
0	0	2	1
不明	最小値：23件		
1	最大値：50件		

請求業務にかかる所要時間

1～30	31～60	61分以上	不明
1	2	1	1

最小値：15分 最大値：90分

→ 請求事務については、事業所によって様々な方法により実施されていることが分かる。運営法人の規模が大きい所では、法人本部で請求事務を担当したり、主に事務を取り扱う職員を採用されたりしているようだ。

請求事務が煩雑であるという意見はよく聞かれるところであるが、今回の調査からは明確な根拠を見出すことは出来なかった（複数業務を兼務することによる煩雑さが推測される）。

- 支給決定期間内の計画変更について（事業所数）

計画変更の有無

しばしばある	希にある	殆どない
5	5	2

計画変更の理由（自由記述）：

ご本人のニーズの変更（就労、独立、入退院、家族関係の変化、サービスの変更・追加・停止・再開・支給量変更、等）。

ご本人の体調や状態の変化。

利用先事業所等の変更。

保護者の就労状況の変化。

既存の障害福祉サービスに繋がりにくい場合に地域定着支援へ変更するため。

介護者が不在になったことによる生活支援の調整。

ご本人の生活能力の低下に伴うサービス調整。

支援目標の変更。

→ 各事業所ともに、何らか理由により、支給決定期間内の計画変更が生じるケースがあることが分かる。

- 緊急時や夜間の対応方法について（自由記述）：

訪問して直接対応。

必要に応じて休日や夜間の安否確認。

短期入所の利用。

法人本部を通じて連絡する。

相談員の携帯電話へ連絡してもらう。

24時間対応する。夜間は職員が専用の携帯電話を持ち回るようにする。緊急性が高い場合は、必要に応じて夜間の訪問も実施する。

24時間対応の電話回線により対応。

24時間対応の電話回線を確保して転送方式で対応している。

特にしない（連絡先を開示していない）。

→ 各事業所ともに、何らかの対応策を講じている様子が分かる。一方で、通常の支援時間以外の対応は実施していない事業所があった。

- 相談支援事業の運営について（事業所数）

今後の事業継続について

継続予定	中止予定	未定
11	0	1

相談支援事業を実施するメリットについて（自由記述）：

事業所だけでは対応できない範囲をカバー出来る。

利用者一人ひとりに丁寧に対応出来る。

役割分担が出来る。

日中の支援者と連絡を取りながら支援が出来るので、ご本人をより理解しやすい。

障害福祉サービスの軸になる事業だと考えている。人材が育つ。

福祉支援や地域課題について理解が広がる。

利用者一人ひとりの全体像が把握できる。

相談活動を通じて得られる情報が、他の事業運営の参考になる事がある。

障害と介護を包括した支援が出来る。

関係者との「顔の見える」連携が出来る。

他法人や他事業所との関わりが持てる。

相談支援事業を実施するデメリットについて（自由記述）：

- 事業としての経営モデルがない。
- 採算が合わない。担当職員が少なくなるので、一人で抱えがちになる。
- 業務に時間が取られる。
- 事業運営が赤字になる。
- 報酬が少ない。
- 相談員のボランティアにより事業が維持されているところがある。
- 専従職員配置では事業経営が難しい。
- 一定の経験が必要。人材確保が難しい。
- 実務と報酬が見合わない（報酬対象月以外の実務が評価されない）
- 報酬に繋がらない実務が少なくない。
- 時間外や休日の稼働が少なくない。
- ご本人に関する緊急連絡先として活動しなくてはならず負担感がある。

→ 計画相談支援事業を実施することについて、各事業所ともに今後の事業継続の希望があることが分かる。

計画相談支援事業の運営にあたっては、地域の中での包括的な利用者理解や支援提供の可能性をメリットとしてあげる事業所が多い一方で、事業の採算性の見通しのなさをデメリットとしてあげている事業所が多かった。

・ 相談支援事業に対する意見や要望等（自由記述）：

（障害福祉施策への要望）

- 相談支援事業が黒字運営できるようにしてほしい。
- ご本人に必要な実務を頻回に実施しても、一回分の報酬評価しかしてもらえない。
- シンプルな制度にしてほしい。
- 帳票類の作成に手間がかかる。

（市川市への要望）

- モニタリング時期の指定を無くしてほしい（特定の時期に業務が集中してしまい、新規利用者の受け入れに支障が出てしまう）。利用者、事業所双方の事情に沿って実施させてほしい。
- 相談窓口を一本化して初期アセスメント等を実施すれば、事業所側の受け入れがしやすいのではないかと。
- 事業所の数や規模の拡大は、法人や事業所の努力だけでは困難。市川市としても具体策を検討して欲しい。

（相談支援事業の考え方）

- 他職種の人にも魅力を感じて貰える事業でありたい。
- 障害者と高齢者の支援は目指すものが違う。
- 相談支援専門員には知識とノウハウだけでなく、経験知も併せ持った人材を配置したい。

実態調査報告のまとめ（総括）

○本調査結果の信頼性について

- ・本報告のデータの取り扱いには注意が必要である。
回答数が少ないことに加え、回答内容に一部誤差等が確認されている。データとしての信頼性が高いとは言えないところがあるが、調査対象期間中における地域の相談支援体制の整備状況等を推測することは可能と思われる。

○各事業所の事業運営について

- ・小規模な運営をしている事業所が多い。
運営法人の事業規模や事業所配属の職員総数は様々であったが、各事業所ともに少数の専従職員が中心になって運営されている傾向が見られた。
- ・各事業所の運営方法に大きな違いは見られなかった。
計画相談支援事業の開設状況や職員の勤務体制等に、事業所間の大きな違いは見られなかった。また、夏季に連続した休日を設けている事業所が少なかった。一方で、日曜日や祝日に支援を提供出来る事業所は殆どなかった。
- ・事業規模が小さい事業所が多い。
計画相談支援による事業収入が総じて小さい事業所が多かった。計画相談支援事業単体の収支状況は不明だが、単体の事業所では財務基盤が弱いであろうことが推測された。
- ・人材の育成や確保、管理の取り組みには事業所間の違いがある。
取り組みの有無や内容に事業所間の違いが見られた。人材に対する意識に大きな違いはないと思われるが、法人や事業所の規模や意識によって取り組みに違いが出ていると思われる。

○相談支援専門員の整備について

- ・地域の中で計画相談支援に従事している相談支援専門員は相対的に少ない。
本調査においては、相談支援専門員総数52名の内、専従職員総数が6名であった（正規職員及び非正規職員）。地域の障害のある方のニーズに対して、相談支援専門員の確保が追いついていない状況が推測された。
- ・一定の知識と経験を有した人材が計画相談支援にあたっている。
実務者の多くが正規職員であり、全員が初任者研修を修了していた。更には、半数以上の職員が現任研修を修了していたり、各事業所に国家資格等の有資格者が配置されていることが分かった。
- ・地域の計画相談支援実務は概ね標準化されている。
市内にある各事業所における、計画相談支援実務の手順や方法については、相談支援従事者研修（初任及び現任）で周知されている方法が概ね定着している様子が見られた。一方で、サービス担当者会議の実施状況については、事業所間の差異が見られる。

○利用者の動向について

- ・既存事業所全体では利用者総数の推移は微増であった。
各事業所の新規利用者と契約解約者、契約終了者の状況は様々であったが、短期間で新規に計画相談利用者を急増させることには困難があることが予想される。
- ・相談開始について関係機関等からの紹介案件が圧倒的に多かった。
調査対象年度においては、当事者への相談支援事業に関する周知や広報が行き届いていなかった可能性が考えられる。
- ・基本相談の困難さが困難ケースとして認識されやすい。
計画作成やサービス調整等の本来業務よりも、ご本人の状態や生活の変化に伴う基本相談の困難さが困難ケースとして認識される傾向があった。また、居住の場にまつわる相談案件についても困難さを生じやすいようだ。

（その他）

- ・各事業所ともに今後の事業継続への意向は強い。
事業の収益性や採算性の低さ等、運営上のデメリットを指摘する回答が多い一方で、殆どの既存事業所が事業継続への意向を示している。非営利法人からの回答が多いことの影響があると思われるが、各事業所ともに運営上の基幹事業にはなりにくいものの、いわゆる「アンテナショップ」的な役割を期待している傾向が推測された。